

神奈川県環境基本計画
改定素案

2023（令和5）年7月
神奈川県

目 次

第1章 総論	1
1 改定の趣旨	1
(1) 改定の目的	1
(2) 改定の背景	2
2 基本的事項	8
(1) 本計画の位置付け	8
(2) 計画期間	8
(3) 計画の対象とする環境施策の範囲	9
3 基本目標と施策展開の考え方	10
(1) 基本目標	10
(2) 計画の施策体系	10
(3) 施策分野ごとの取組の方向性	12
(4) 施策分野ごとの主な取組	12
第2章 施策分野	16
1 気候変動への対応	16
(1) これまでの取組と課題	16
(2) 主な施策	18
(3) 指標	22
2 自然環境の保全	23
(1) これまでの取組と課題	23
(2) 主な施策	26
(3) 指標	28
3 循環型社会の形成	29
(1) これまでの取組と課題	29
(2) 主な施策	31
(3) 指標	33
4 大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減	34
(1) これまでの取組と課題	34
(2) 主な施策	35
(3) 指標	38

5 横断的な取組～統合的な課題解決を目指して～	39
(1) 施策分野間の相互関係・環境以外の側面への影響	39
(2) 環境教育・学習の推進	42
(3) 多様な主体との連携による施策の推進	43
(4) 国際貢献や広域的な取組	45
(5) 県庁の率先実行	46
(6) デジタル化の推進	47
(7) 県試験研究機関での調査・研究等	47
(8) グリーンファイナンスの活用	48
第3章 計画の推進	49
1 庁内の推進体制	49
2 進行管理	49
3 計画の見直し	49
参考資料	50
1 改定前計画の進捗状況	50
2 計画改定の検討経過	62
3 用語集	63

第1章 総論

I 改定の趣旨

(I) 改定の目的

神奈川県環境基本計画（以下「環境基本計画」又は「本計画」という。）は、県における環境施策を推進する上での基本的な計画であり、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、神奈川県環境基本条例（以下「環境基本条例」という。）第7条に基づき、長期的な目標や施策の方向等を定めるものです。

県では、1996（平成8）年3月に制定した環境基本条例に基づき、1997（平成9）年3月に最初の環境基本計画を策定し、環境の保全と創造に関する施策を実施してきました。

その後、3回の計画改定を経て、2016（平成28）年度以降は、同年度を初年度とする計画の下に様々な環境施策を推進してきましたが、気候変動による環境への影響や生物多様性の損失は、近年、より一層深刻なものとなっています。

このような危機に直面する中で、「SDGs（持続可能な開発目標）」¹や「2050年脱炭素社会²の実現」が世界共通の目標として掲げられるようになり、本県においても、これらの達成に向けた速やかな対応が求められています。

また、2019（令和元）年に発生が確認された新型コロナウィルス感染症は、生活様式や社会活動のあり方に大きな変化をもたらしました。

環境や社会、生活様式等の変化をとらえながら、直面する危機に対応し、持続可能な社会を形成していくためには、環境分野における様々な取組を、さらに加速化させ、確実に成果を上げていく必要があることから、このたび環境基本計画の改定を行うものです。

なお、現行の環境基本計画は、2025（令和7）年度までの計画期間となっていますが、社会状況等の変化を踏まえ、期間満了を待たずに改定を行うこととします。

(2) 改定の背景

ア 神奈川県の環境を取り巻く状況

● 気候変動

近年、地球温暖化等の気候変動を要因とした熱波や森林火災、大雨や洪水等の自然災害が世界各地で頻発しており、国内でも記録的な猛暑や大型台風、集中豪雨といった異常気象の脅威を感じざるを得ない状況となっています。

気候変動は、自然災害を発生させるだけでなく、農作物の生育不良や水資源の枯渇、熱帶性の感染症拡大のリスクを高めるなど、我々の日常生活にも直接的な影響を与えるものです。

2015（平成27）年の「気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」で採択された「パリ協定」³では、世界共通の長期目標として、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追及することなどが言及されています。

国連の「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」⁴が、2018年（平成30）年に公表した「1.5℃特別報告書」では、1.5℃目標を達成するためには、2050（令和32）年頃には、世界の二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする必要があると示されるなど、脱炭素社会の実現に向けた取組を加速させる必要性がますます高まっています。

我が国でも、2020（令和2）年に「2050年カーボンニュートラル⁵」を目指すことを宣言し、それと整合的で野心的な目標として、2030（令和12）年度に温室効果ガスを「2013年度比で46%削減、更に50%の高みに向けて挑戦を続ける」ことを表明し、国を挙げて対応するという強い決意を示しています。

そして、国は、この目標の達成に向けて、これまでの化石エネルギー中心の産業・社会構造をクリーンエネルギー⁶中心の脱炭素型に転換する「グリーントランスフォーメーション（GX）」を進めており、2022（令和4）年に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」では、エネルギー安定供給の確保に向けて、徹底した省エネルギー、脱炭素電源への転換など、GXに向けた取組を進めることとしています。

また、世界的な脱炭素の流れを受けて、大企業を中心に気候関連財務情報開示タスクフォース⁷（TCFD）に沿った経営戦略の開示や、SBT（Science Based Targets：パリ協定が求める水準と整合した、企業が設定する温室効果ガス削減目標）、「RE100」⁸といった排出量の目標設定を行う国際的なイニシアチブへの参加を進めるほか、国が募集した「GXリーグ基本構想」への賛同や、RE100の対象外となっている中小企業、行政、教育・医療機関等を対象にした「再エネ100宣言 RE Action」への参加等の動きが広がっています。

● 生物多様性

気候変動による影響は、生物多様性の損失とも密接に関わっています。生物多様性の損失をもたらす直接的な要因として、気候変動は、土地・海域の利用変化、生物の直接採取に次ぐ3つ目に挙げられており、気温の上昇によって生態系バランスが崩れる例は、県内でもブナ林の衰退をはじめ、様々な場面で確認されています。

また、間接的な要因としては、人間の生産・消費パターンの影響等が挙げられており、気候変動への対応策と同様に、社会活動・経済活動とのバランスを踏まえた、生物多様性の保全策が求められています。

生物多様性の損失を止める目的とした世界共通の目標である「愛知目標」⁹（目標年次：2020年度）は未達成に終わりましたが、2022（令和4）年12月に、カナダのモントリオールで開催された「国連生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）」第2部において、新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

この枠組では、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を保全する「30 by 30」が主要な目標の一つとして定められるとともに、2030年までに「生物多様性の損失を止め反転させ回復軌道に乗せるための緊急な行動をとる」ことを目指すことが確認されました。

国では、この新たな世界目標に対応するための戦略として、2023（令和5）年に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定し、生物多様性分野において新たに目指すべき目標として、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「2030年ネイチャー・ポジティブ（自然再興）」を掲げました。

● 資源循環

2000（平成12）年に制定された循環型社会形成推進基本法では、「循環型社会」とは、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会とされています。

2018（平成30）年に策定された国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、ライフサイクル全体の徹底した資源循環を行っていくとして、プラスチックやバイオマス¹⁰など素材別の取組が規定されました。

また、2019（令和元）年には食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）、2022（令和4）年にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）が施行されました。

資源循環の観点では、特に、プラスチックを取り巻く様々な環境問題への対応が求められています。プラスチックの生産及び廃棄に伴う焼却の際には二酸化炭

素が発生し、海洋に流出したプラスチックは海洋生態系に影響を及ぼすなど、脱炭素社会の実現や生物多様性保全のためにも、プラスチック資源の循環が重要となっています。

また、プラスチックへの対応を含め、社会全体が大量生産・大量消費・大量廃棄ではない、持続可能な循環経済に移行していくことが必要であり、世界的な潮流となっています。

● 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響

2019（令和元）年に発生した新型コロナウイルス感染症は、世界中に感染が拡大し、日常生活はもとより、社会、経済、環境といった、我々を取り巻くあらゆる面に大きな変化をもたらしました。

環境面では、例えば、経済活動の制限に伴い、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の減少や大気環境の一時的な改善が見られた一方で、在宅時間の増加に伴い、家庭でのエネルギー消費量や廃棄物の増加、騒音に対する苦情の増加といった影響がありました。

また、感染拡大防止のため、5G通信¹¹の普及も相まって、テレワークやウェブ会議の活用、キャッシュレス決済の拡大など、社会活動におけるデジタル化がより一層進んでいます。デジタル化に伴う作業の効率化や物理的な移動の減少は、エネルギー消費量の減少につながり、脱炭素にも大きく貢献するものです。

コロナ禍は、医療のひっ迫や経済の低迷など、我々の生活に多大な負の影響を与えていますが、ウィズコロナによってもたらされた環境面における有用な取組については、これを契機として、今後も積極的に活用していく必要があります。

なお、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症の発生には、土地利用の変化等に伴う、生物多様性の損失や気候変動等の地球環境の変化も深く関係していると言われています。人間と野生生物とが適切な距離を保つことで、新たな感染症の流出を防ぐことができるとされており、我々の健康を守るためにも、環境保全に係る取組の重要性が示唆されています。

さらに、コロナ禍からの経済復興に当たっては、単にコロナ禍前の状況に戻るのではなく、気候変動をはじめとする環境問題の解決を同時に目指す「グリーンリカバリー」を図り、持続可能な社会を実現していくことが求められています。

● ロシアのウクライナ侵攻による影響

2022（令和4）年には、ロシアのウクライナ侵攻等による影響で、世界的にエネルギーの安定供給に対する不安の高まりや電力価格の高騰が生じたほか、石炭火力発電所の再稼働など、脱炭素に向けて懸念される事項が発生しています。

国内でも電力価格が高騰し、人口が多く、エネルギー需要の高い本県においても、エネルギーの安定供給の確保は重要な課題となっています。

輸入の化石燃料に頼らずに再生可能エネルギー¹²等の導入を進めることや、個人レベルにおいても省エネ対策を更に進めるといったライフスタイルの転換、エネルギー・マネジメント¹³による需要の最適化に向けた取組等が求められています。

● SDGs（持続可能な開発目標）と統合的な課題解決

2015（平成27）年の「持続可能な開発サミット」で採択されたSDGsは、国際社会全体の目標として、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題について、2030（令和12）年までに達成すべき17のゴールと169のターゲットを示したものです。

SDGsでは、一つの行動によって複数の課題を統合的に解決すること、つまり、環境に係る取組によって、経済や社会における諸問題の解決にも資することを目指しており、今後は、環境問題の解決だけではない、複合的な視点が求められていると言えます。

気候変動、生物多様性、資源循環といった各分野は相互に連関しており、一つの分野の取組が、別の分野に良い影響を及ぼすこともあれば、悪い影響を及ぼしえる「トレードオフ」の関係にあることを考慮する必要があります。

例えば、気候変動の緩和策¹⁴として、太陽光発電を設置することは、再生可能エネルギーの導入促進につながり脱炭素に貢献する一方で、太陽光発電設備設置のために森林を伐採する必要が生じた場合は、自然環境を悪化させ、生物多様性の損失を招く恐れがあり、耐用年数を経過した設備の廃棄問題といった課題も生じます。

また、気候変動への適応策¹⁵として、沿岸域への護岸や堤防を設置することで生じる潮流の変化により、自然生態系に悪影響を及ぼす可能性があります。環境施策の推進に当たっては、気候変動、生物多様性、資源循環といった分野ごとの施策目的だけに着目するのではなく、各分野の相互連関を意識しながら、課題を統合的な視点でとらえ、課題の同時解決を図ることの重要性が増しています。

また、気候変動の脅威等を身近に感じる機会が増え、個人の環境に対する意識も高まってきており、事業者においても、脱炭素経営¹⁶やESG投資¹⁷の視点が求められるなか、大企業を中心に環境意識が浸透してきており、こうした機会をとらえ、ライフスタイルや事業活動を、より一層環境に配慮したものへと転換させていく必要があります。

イ 神奈川県の人口、土地利用等の動向

本県は、全国第2位（2022（令和4）年10月時点）の人口を抱えており、海、山、川といった多彩で豊かな自然環境を有するとともに、活発な経済活動を営む都市部が大きく広がっています。こうした豊かな自然を守りながら、経済活動を推進していく必要のある本県には、県民、事業者、市町村等のあらゆる主体と連携・協力し、それぞれの地域特性を踏まえながら、環境施策に取り組んでいくことが求められています。

● 人口・世帯数

県の総人口は、2021（令和3）年10月に、統計開始以降初めて前年同月と比べて減少に転じ、それ以降も同様の傾向が続いていることから、人口減少局面に入ったと考えられます。

地域ごとに見ると、川崎・横浜地域では、長らく増加傾向が続いてきましたが、2022（令和4）年から2年連続で減少しており、三浦半島地域と県西地域では、引き続き減少が見込まれます。

総人口に占める生産年齢人口や年少人口の割合は、今後も減少が続く見込みで、その傾向は三浦半島地域及び県西地域において顕著となっています。

一方、世帯数は増加が続き、2030（令和12）年頃にピークを迎えると予測されています。中でも単身世帯が著しく増加しており、特に一人暮らしの高齢者の世帯が今後も大幅に増加していくことが見込まれます。世帯人数が少ないほど、一人当たりのエネルギー消費量や廃棄物排出量は増加する傾向が認められることから、家庭における省エネ対策等の促進が重要となっています。

また、単身世帯の増加や核家族化により、地域における「横のつながり」の減少が懸念される中で、「シェアリング」の普及が地域住民をつなぐ一つの手段として注目されています。

今後、空間・時間・モノを共有するシェアリングは、デジタル化の波と相まって拡大していくことが期待され、デジタル化による省エネや限りある資源の有効活用といった点において、環境分野における期待も高くなっています。

● 土地利用・産業構造

県内の土地利用状況（面積）は、森林が約4割と最も多く、続いて住宅地や工業用地等の宅地が約3割を占めており、農地は1割弱となっています。これまでの推移を見ると、農林業的及び自然的な土地利用については、森林は横ばいとなっているものの、農地は都市化の進展等により減少傾向となっています。

一方、都市的な土地利用については、住宅地や道路は都市基盤の整備、社会経済活動の拡大等により増加傾向となっており、工業用地は2012（平成24）年頃ま

では工場の移転等により減少していますが、その後は横ばいとなっています。

地域別に見ると、農林業的な土地利用の割合が大きい三浦半島地域や県西地域は、今後の人口減少が特に見込まれる地域と重なり、農業や里地里山を保全する担い手が減少することで、荒廃農地の増加や里地里山の荒廃に伴う鳥獣被害の増加等にもつながっていることが示唆されます。

市街地においては、所有者不明の土地や空き家等の増加により、土地の利用効率の低下が懸念されるだけでなく、人口密度の低下により、土地の管理水準が低下するほか、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能の維持が困難となるおそれがあります。また、交通条件や地形的条件の悪い地区等で、モザイク状に人口減少が進んでいる地域があり、いわゆる「都市のスポンジ化」が課題として懸念されています。都市のスポンジ化により、例えば不法投棄の増加や、インフラの維持管理の非効率化に伴う環境負荷の増大といった環境面における影響も想定されます。

これらの課題は既に顕在化しはじめており、県土の荒廃だけでなく、地域社会の衰退を招くおそれがあることから、地域活性化につながる土地利用の効率化や最適化を図るとともに、持続可能で自然と共生した県土の適正な利用と管理に取り組んでいく必要があります。

なお、一定規模以上の大規模な開発事業については、引き続き、神奈川県環境影響評価条例に基づく環境アセスメント等により、環境影響の低減を図っていく必要があります。

県内の産業構造を見ると、2020（令和2）年度の県内総生産の内訳は、比率が高い順に、製造業が約2割、不動産業が約1.7割、専門・科学技術、支援サービス業が約1割となっています。製造業の割合が高いものの、今後は、知識集約型・技術集約型への転換が更に進んでいくことが見込まれます。

また、「特区制度」の取組等により、AI（人工知能）、IOT（モノのインターネット化）、ロボットに関する技術については、今後、更なる進展とともに、人手不足等の社会課題の解決や生産性の向上等に大きく寄与するものと見込まれます。こうした成長産業の発展により、環境問題の解決に資する新たな技術開発への期待も高まっています。

2 基本的事項

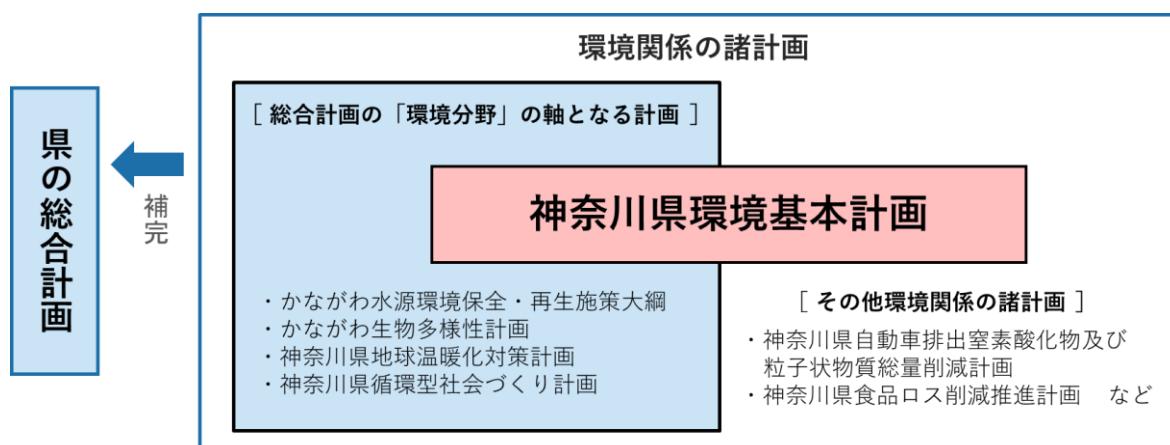
(1) 本計画の位置付け

本計画は、県政運営の総合的・基本的指針を示す、県の総合計画において、環境分野の軸となる計画です。

環境分野における計画は、本計画以外にも、「神奈川県地球温暖化対策計画」、「かながわ生物多様性計画」、「神奈川県循環型社会づくり計画」等の個別計画があり、各分野における詳細な目標や施策等については、各計画に記載しています。

環境基本条例第8条により、各個別計画には、「環境基本計画との整合を図る」ことが求められているため、本計画も各個別計画との整合を図った上で、総合的な視点から環境問題の解決を図るものとします。

なお、環境教育の分野については、本計画の当該分野に係る内容を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条に基づく県の行動計画として位置付けます。



(2) 計画期間

2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間

脱炭素社会の実現を目指す2050年を視野に入れながら、SDGsの目標年次や「神奈川県地球温暖化対策計画」における中期目標年次、「かながわ生物多様性計画」における目標年次等を踏まえ、計画期間は2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までとします。

(3) 計画の対象とする環境施策の範囲

- ・ 地球温暖化の防止、気候変動への適応を図るための施策
- ・ 生物多様性や豊かな自然環境を保全するための施策
- ・ 廃棄物を減らし、資源が循環的に利用される循環型社会を形成するための施策
- ・ 良好な大気・水等の生活環境を保全するための施策
- ・ 環境学習・教育施策、多様な主体とのパートナーシップによって推進する環境施策

3 基本目標と施策展開の考え方

(1) 基本目標

次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり

本県における環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定める「環境基本条例」は、「環境の保全及び創造は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを旨として行わなければならぬ」ということを基本理念としています。

この基本理念の下で、2016（平成28）年に策定した環境基本計画では、「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」を基本目標に設定しました。

環境は、そこに生きる全ての「いのち」の基盤であり、今の「いのち」は、環境を介して未来の「いのち」につながっていきます。

良好な環境とは、県民が生きる喜びを実感できる「いのち輝く環境」であり、それを将来世代へ継承していくべきであるとの思いで、設定したものです。

その後の社会状況等を踏まえても、基本目標の背景にある「いのち輝く」という考え方は今も変わらず、また、環境という基盤の上であらゆる「いのち」が輝く姿は、我々を取り巻く環境問題を解決した先に見える、持続可能な社会の実現という将来像と重なります。

そこで、本計画においても、引き続き「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」を基本目標として掲げ、各主体・各分野で連携しながら環境施策を推進することで、人と環境にやさしい社会の実現を目指します。

(2) 計画の施策体系

昨今の環境を取り巻く状況や、国の「第六次環境基本計画」に向けた考え方において、「脱炭素社会への移行は、循環経済への移行や自然再興の取組と相互に関係している」とされていることからも、気候危機とも言われる気候変動への対応をはじめ、生物多様性の損失や循環型社会の形成は、いのちをつないでいくための喫緊の課題となっています。

これらの喫緊の課題に対しては、県民、事業者、団体、市町村など、あらゆる主体が課題を「自分事（じぶんごと）化」し、主体的にそれぞれの取組を進めるとともに、他者との連携・協働をしながら対応していく必要があります。

こうした取組を加速化させるため、県には、各主体の取組の後押しや、各主体間の連携を促す役割が求められており、多様な主体と連携しながら、課題解決に取り組む必要があります。また、県自らも、各主体の範となるよう率先して取組を強化し、一事業者としての責務を果たすとともに、各主体に取組を広げていかなくては

なりません。

2021（令和3）年の「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）」における「グラスゴー気候合意」では、世界全体に及ぶ危機である気候変動と生物多様性の損失は相互関係にあり、自然や生態系の保護・保全及び回復が重要であると述べられています。

気候変動、生物多様性、資源循環等の環境をめぐる問題は、相互に関連しており、一つの分野の視点による取組だけでは、十分な課題解決につながらない可能性があるだけでなく、一つの取組が複数の分野に影響を及ぼすこともあるため、気候変動への対応と同時に、生物多様性の保全、大気や海洋汚染の防止、プラスチックごみへの対処をはじめとした資源循環等に取り組む必要があります。

また、環境保全と経済発展は相反するものと見なされてきた時代もありましたが、SDGsやグリーンリカバリーといった考えに基づき、持続可能な社会の実現に向けて、環境問題と他の社会課題の解決を同時に図ることが重要となっていきます。

計画の推進に当たっては、それぞれの取組が他の分野にどのような影響を及ぼすか、また、他の社会課題との同時解決を図ることができないかなど、統合的な課題解決を目指すとともに、分野間の施策の整合性にも配慮し、大局的な視点で持続可能な社会づくりのための取組を進めていきます。

そこで、取組の体系としては、これまでの環境基本計画の施策体系や課題認識等を踏まえ、4つの施策分野と横断的な取組の5つで構成します。

施
策
分
野

I 気候変動への対応

2 自然環境の保全

3 循環型社会の形成

4 大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減

5 横断的な取組

（環境教育・学習の推進、多様な主体の連携による施策の推進など）

(3) 施策分野ごとの取組の方向性

分 野	取組の方向性
気候変動への対応	未来のいのちを守るため、脱炭素社会の実現に向けて、多様な主体が気候変動問題を自分事化し、オールジャパン、オール神奈川で緩和策と適応策に取り組みます。
自然環境の保全	生物多様性による恵みを次世代へ引き継ぐため、ネイチャーポジティブ（自然再興）に向けて、地域の特性に応じた生物多様性の保全を推進するとともに、各主体が生物多様性の理解と保全行動に取り組みます。
循環型社会の形成	限りある資源を有効活用し、快適な生活や良好な環境を将来の世代に引き継ぐため、廃棄物ゼロ社会の実現に向けて、あらゆる主体が資源循環（3R+Renewable）に取り組みます。
大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減	現在及び将来の県民の健康を守り、生活環境を保全するため、良好な大気環境や水環境の維持・向上を図るとともに、環境リスクの低減に取り組みます。
横断的な取組	持続可能な社会の実現に向けて、あらゆる主体が環境問題を自分事化し、主体的に環境保全に取り組むための基盤となる普及啓発・環境教育等を推進します。

(4) 施策分野ごとの主な取組

施策分野ごとの施策体系や主な取組は次のとおりですが、具体的な施策については、各分野における個別計画に沿って、推進していきます。

分 野	施策の柱	主な取組
気候変動への対応	緩和策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 省エネルギー対策・電化・スマート化 ○ 人流・物流のゼロカーボン化 ○ 再生可能エネルギーの導入促進・利用拡大 ○ 水素社会の実現に向けた取組 ○ イノベーションの促進（研究開発・新技術の実用化の促進等） ○ 吸収源対策 ○ 循環型社会の推進（ワンウェイプラスチックの使用削減、代替素材への転換等） ○ CO₂以外の温室効果ガスの排出削減 ○ 横断的な取組（脱炭素教育等） ○ 県庁の率先実行

分 野	施策の柱	主な取組
	適応策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産業分野の対策（農産物の高温障害対策等） ○ 水環境・水資源分野の対策（海水温上昇による貧酸素水塊対策等） ○ 自然生態系分野の対策（生物の分布域・ライフサイクル等の変化に関する対策） ○ 自然災害分野の対策（洪水、土砂崩れ等に関する災害対策） ○ 健康分野の対策（暑熱・熱中症対策） ○ 産業・経済活動分野の対策（観光産業に関する対策） ○ 県民生活・都市生活分野の対策（交通のインフラ対策等） ○ 分野横断的な取組（情報発信、環境教育）
自然環境の保全	地域特性に応じた生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内のエリアごとの取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 丹沢エリア（森林整備、シカ管理等） ・ 箱根エリア（森林整備、シカ管理等） ・ 山麓の里山エリア（農地保全活動、野生鳥獣との棲み分け） ・ 都市・近郊エリア（身近なみどりの保全） ・ 三浦半島エリア（緑地保全、自然とふれあう地域づくり） ・ 河川・湖沼及び沿岸エリア（水域の生態系保全）
	自然環境の保全に資する広域的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 野生鳥獣との共存を目指した取組 ○ 外来生物の監視と防除 ○ 法制度等を活用した緑地等の保全 ○ 水源環境の保全・再生
	自然環境を保全するための行動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生物多様性に関する情報の収集・発信、環境教育・学習の推進など
循環型社会の形成	資源循環の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 排出抑制、再使用の推進 ○ 再生利用等の推進 ○ 環境教育・学習及び人材育成の推進等
	適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物の適正処理の推進 ○ 不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進 ○ クリーン活動の推進

分 野	施策の柱	主な取組
	災害廃棄物対策	<input type="radio"/> 災害廃棄物対策
大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減	大気環境の保全、更なる向上	<input type="radio"/> 大気環境の常時監視等 <input type="radio"/> 光化学オキシダント、PM2.5等への対応
	水環境の保全、更なる向上	<input type="radio"/> 水質の常時監視等 <input type="radio"/> 土壌汚染・地下水汚染対策等 <input type="radio"/> 地盤沈下対策等 <input type="radio"/> 生活排水処理施設の整備促進
	騒音・振動等への対策	<input type="radio"/> 工場、事業場等への立入検査等 <input type="radio"/> 自動車等騒音調査
	化学物質等によるリスクの低減	<input type="radio"/> 実態把握、環境保全対策の推進 <input type="radio"/> アスベストへの対応
横断的な取組	環境教育・学習の推進	<input type="radio"/> 県民による環境学習の促進 <input type="radio"/> 学校における環境教育への支援
	多様な主体との連携による施策の推進	<input type="radio"/> パートナーシップによって推進する取組 <input type="radio"/> 国際貢献、広域的な取組
	その他	<input type="radio"/> 県庁の率先実行 <input type="radio"/> デジタル化の推進 <input type="radio"/> 県試験研究機関での調査・研究等 <input type="radio"/> グリーンファイナンスの活用

各分野における主な個別計画

分 野	計画名称	概 要
気候変動への対応	神奈川県地球温暖化対策計画	地球温暖化対策に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本的な計画、かつ再生可能エネルギーの導入等の促進に関する基本的な計画
自然環境の保全	かながわ生物多様性計画	生物多様性の保全と活用が継続的に実施されている姿として、生物多様性に関わる主体が共有できる「望ましい姿」を示し、施策を進めていくための計画
循環型社会の形成	神奈川県循環型社会づくり計画	「廃棄物ゼロ社会」の実現に向けて、県民、事業者、行政が連携し、循環型社会形成への取組を進めるための計画
大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減	神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画 (大気関係)	自動車排出窒素酸化物等の総量を削減する各種対策を、国、県、市町村、事業者及び県民の緊密な協力の下で総合的かつ計画的に推進するために策定している計画
	東京湾における化学的酸素要求量等に係る第9次総量削減計画 (水質関係)	閉鎖性水域である東京湾の水質改善のため、東京湾に流入する化学的酸素要求量等の令和6年度の目標量及び目標達成に向けた事項を定めた計画

第2章 施策分野

I 気候変動への対応

(1) これまでの取組と課題

県では、2010（平成22）年度に策定した「神奈川県地球温暖化対策計画」（以下「地球温暖化対策計画」という。）に基づき施策を推進してきました。

こうしたなか、2019（令和元）年9月には、台風第15号及び第19号が県内にも記録的な暴風や高波、高潮、大雨をもたらし、大規模な土砂崩れや浸水等により、県内各地で甚大な被害が発生しました。

こうした気候変動の影響による自然災害の頻発化・激甚化等を受けて、2020（令和2）年2月には「かながわ気候非常事態宣言」¹⁸を発表し、風水害対策の強化、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進、気候変動問題の共有に向けた情報提供・普及啓発に取り組んできました。

2019（令和元）年には、「2050年脱炭素社会の実現」を表明し、2021（令和3）年には、公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）¹⁹との共同研究により「かながわ脱炭素ビジョン2050」を作成し、県民に脱炭素型ライフスタイルへの転換を促すため、2050（令和32）年の将来像のイメージを提示しました。

2023（令和5）年には、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量の削減目標を、2013（平成25）年度比で46%削減から50%削減に引き上げ、脱炭素社会の実現に向けた取組を加速させることとしています。

なお、気候変動による影響のリスクを低減するためには、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制する「緩和策」に加え、気候変動の影響によってもたらされる被害を軽減し、より良い生活を送ることができるようしていく「適応策」を相互補完的に推進する必要があります。

● 緩和策

2020（令和2）年度の県内における温室効果ガス総排出量（速報値）は、5,971万t-CO₂（CO₂換算）でした。2013（平成25）年度比で19.3%減となっており、近年は減少傾向にありますが、地球温暖化対策計画における中期目標である「2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減」するという極めて高い目標を達成するためには、更なる取組の加速化が必要となっています。

部門別のCO₂排出割合を見ると、産業部門が31.2%を占めて最も多く、業務部門の14.9%と合わせると、全体の約5割を占めています。県では、これまで、一定規模以上の事業活動・建築物・開発事業における「温暖化対策計画書制度」²⁰を運用してきたほか、中小規模事業者に対しては、省エネ設備導入に対する補助等の支援を行ってきましたが、事業活動におけるCO₂排出量の削減に向けた取組をより一層推進する必要があります。

家庭部門は21.1%を占めており、2013（平成25）年度比で6.1%減少していますが、2013（平成25）年度以降のエネルギー消費量は横ばいであるため、省エネ対策の徹底や再生可能エネルギーの利用・導入といった脱炭素型ライフスタイルへの転換が求められています。

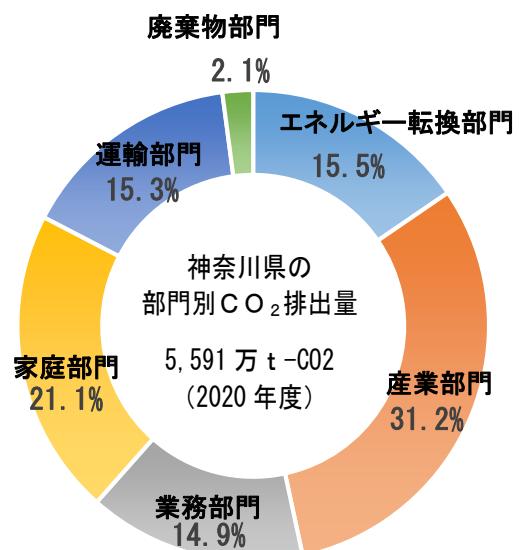
運輸部門は15.3%を占め、そのうち自動車からの排出が8割以上となっており、次世代自動車数の増加や自動車の燃費改善等により、2013（平成25）年度比では20.4%減少しています。

廃棄物部門は全体の2.1%と少なく、廃棄物発生量の減少により、2013（平成25）年度比で10.4%減少しましたが、CO₂排出量は廃棄物中のプラスチック類の比率に影響されると考えられるため、プラスチックごみの減量も重要な課題となっています。

CO₂排出量を削減するためには、エネルギー消費量当たりの排出量を削減する必要があり、再生可能エネルギー等の分散型電源²¹の導入促進を進めています。これまで、導入ポテンシャルが最も大きい太陽光発電を中心に取組を行ってきましたが、2020（令和2）年度の県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合は、20.4%にとどまっています。固定価格買取制度（FIT）²²の見直しによる買取価格の低下等により、太陽光発電等の新規導入量の伸びは鈍化しており、更なる導入拡大が重要となっています。

また、設備導入が困難な事業者や一般家庭においても、再生可能エネルギー由来の電力（以下「再エネ電力」という。）を利用することにより、CO₂排出量を減らすことができます。現在は、再エネ電力の価格の高さが課題となっていますが、将来的には化石燃料由来の電力と価格が逆転するとの推計もあります。時流をとらえながら、CO₂排出量の少ない再エネ電力の利用が進むよう、後押しをしていく必要があります。

脱炭素のためには、CO₂の排出削減だけでなく、CO₂吸収源としての森林整備・保全も重要です。これまで間伐等による森林整備を行うとともに、県



産木材の利用促進等を進めてきました。森林は、本県の面積の39%を占め、吸収源としてだけではなく、水源かん養や土砂災害の防止といった機能を持っています。土砂災害の防止は、気候変動への適応策としても重要であることから、引き続き、森林の保全・整備を図っていく必要があります。

併せて、森林だけでなく、農地土壤における炭素貯留に資する環境保全型農業²³や、日常生活に身近な都市緑化のほか、ブルーカーボン²⁴に寄与する浅海域における藻場の再生・整備の取組も併せて推進していく必要があります。

さらに、CO₂に比べて極めて高い温室効果を有するフロン類については、大気中に一度排出されると回収がほぼ不可能であることから、使用機器からの漏えい防止や廃棄時の適切な回収が重要で、ノンフロン機器の開発等についての状況を注視する必要があります。

● 適応策

横浜地方気象台の観測では、本県の年平均気温は100年当たり約2.0°C上昇しており、追加的な緩和策を取らなかった場合、21世紀末には更に最大で4.2°C上昇すると予測されています。

また、「滝のように降る雨」(1時間降水量50mm以上)の発生回数は増加していると見られ、これも追加的な緩和策を取らなかった場合、21世紀末には発生回数が約2.2倍に増加し、その一方で無降水日が増えるなど、極端現象の発生頻度の増加が顕著になると予測されています。

こうしたことから、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減を図る「緩和策」に加え、緩和策を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に對して、その被害を回避・軽減し、マイナスの影響を最小限に抑えるための「適応策」を、計画的に進めることができます。

地球温暖化の影響の現れ方は、気候、地形、文化等によって異なるため、適応策の実施に当たっては、地域ごとの特性を踏まえることが重要であり、国レベルの取組だけでなく、本県においても、計画的な取組を推進していく必要があります。

(2) 主な施策

ア 緩和策

(ア) 省エネルギー対策・電化・スマート化

- エネルギー消費量の多い大規模事業者は、事業活動温暖化対策計画書制度等に基づき、温室効果ガス排出量の削減目標や具体的な対策を定め、主体的に取組を進めています。こうした取組を更に後押しするため、各事業者の取組を客観的に評価して「見える化」するなど、新たな仕組みを構築します。

- ・ 中小規模事業者は、脱炭素に取り組む必要性を認識しつつも実行に移すことができない事業者が多いことから、相談体制の整備や積極的な情報提供など、企業の状況に応じた支援を行います。
- ・ 建築物の省エネルギー対策等を進めるため、建築物温暖化対策計画書制度により、建築主に自主的な取組を促すとともに、その取組を公表して「見える化」することで、市場を通じて、より環境性能に優れた建築物への誘導を図ります。
- ・ ZEHやZEB²⁵の導入を促進するため、そのメリット等の普及啓発や、導入に対する支援を行うほか、ZEH化が困難な既存住宅における省エネ改修への支援等を行います。
- ・ 脱炭素の自分事化を図るため、脱炭素型ライフスタイルへの転換や環境配慮行動の促進等に取り組みます。

(イ) 人流・物流のゼロカーボン化

- ・ 2030 年度までに県内で販売される新車乗用車を全て電動車化するため、EV・FCV²⁶の導入や充電・充てん設備の設置に対する支援のほか、普及啓発等を行います。
- ・ 次世代の交通サービスであるMaas²⁷の推進、公共交通機関や自転車等の交通手段の利用促進、交通のボトルネック解消等の交通流対策を推進します。

(ウ) 再生可能エネルギーの導入促進・利用拡大

- ・ 事業所に対しては、自家消費型の再生可能エネルギー等の導入を支援するほか、住宅に対しては、共同住宅への自家消費型太陽光発電等の導入支援や、「住宅用0円ソーラー」による太陽光発電等を支援します。また、事業所及び住宅向けに、太陽光発電等の共同購入事業を行います。
- ・ 農地に太陽光発電を設置する「ソーラーシェアリング」の普及に取り組むとともに、次世代型太陽電池（ペロブスカイト）の開発状況を注視した上で、実証実験や社会実装等を促進するための取組を検討します。
- ・ 民間事業者と連携し、太陽光発電のメンテナンスに係る情報発信を行うほか、2030 年代後半にピークを迎えることが想定される太陽光パネルの大量廃棄に備え、リユースやリサイクルについての普及啓発等を行います。
- ・ 再生可能エネルギーの利用を促進するため、再エネ電力を販売する小売電気事業者と企業とのマッチングや、再エネ電力を調達するための共同オークション等を行います。また、超臨界地熱発電など、次世代技術開発に向けた様々な研究開発が行われていることを踏まえ、太陽光発電以外の再生可能エネルギーについても、導入を促進する方策を検討します。

(エ) 水素社会の実現に向けた取組

- ・ FCVの導入や水素ステーションの設置に対する支援、京浜臨海部における水素活用の拠点づくりの推進、火力発電における化石燃料からクリーン水素等

への燃料転換の促進等に取り組みます。

(オ) イノベーションの促進（研究開発・新技術の実用化の促進等）

- ・ 脱炭素化に資する新技術や新製品の開発を促進するため、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所において、大学や企業との共同研究開発に取り組みます。また、企業間連携による研究開発の取組を支援するほか、ベンチャー企業の有する技術やアイデアを活かした新たなサービス等の開発・実証を支援します。
- ・ 熱需要の脱炭素化に向けて、省エネルギー化や燃料転換等による効率的な熱利用を促進するため、国の助成制度等の情報提供を行います。また、産業部門における高温の熱需要は、電化による対応が困難な場合があるため、脱炭素・低炭素であるエネルギーへの転換を後押しするための方策を検討します。

(カ) 吸收源対策

- ・ 森林の整備・保全を進めるほか、無花粉スギの中で成長に優れた県独自のエリートツリーの開発や、木造施設の建築により抑制される炭素排出量及び使用する木材に固定（吸收）される炭素量に応じた補助等を行います。また、農地土壤中の炭素貯留量の増加に資する環境配慮型農業を推進します。
- ・ 早熟カジメ等を活用し、藻場の再生・整備を進めるほか、国の動向等も踏まえ、クレジット制度の活用を検討します。

(キ) 循環型社会の推進

- ・ プラスチックの資源循環をより一層推進するため、ワンウェイプラスチックの使用削減といったプラスチック使用製品の使用の合理化や再生利用等を促進するとともに、クリーン活動の拡大等に取り組みます。
- ・ 食品ロスを削減するため、消費者、事業者、NPO等の関係団体、行政といった多様な主体と連携・協働しながら、本県の特性等を踏まえた取組を推進します。

(ク) CO₂以外の温室効果ガスの排出削減

- ・ フロン類の排出量を削減するため、業務用冷凍空調機器に使用されているフロン類の適正な管理及び充填・回収、使用済自動車に搭載されているフロン類の適切な回収を推進します。
- ・ 農作物の栽培において、メタンや一酸化二窒素の発生に配慮した適切な栽培を推進します。

(ケ) 横断的な取組

- ・ 学校や家庭、地域における環境教育・学習を推進するとともに、脱炭素社会の実現を推進する上で不可欠な専門的知識を持った人材育成等に取り組みます。

- ・ 神奈川県版脱炭素モデル地域において、域内の市町村、企業など様々なステークホルダーと連携し、地域課題の解決や地域活性化にも資する脱炭素化に向けた取組を実施します。また、この取組で得たノウハウ等を他地域にも活用します。
- ・ 大規模な開発事業を行う事業者に対して、複数の建物間のエネルギーの共同利用など温暖化対策に関する計画書の提出を義務づけ、その概要を公表することで、開発エリア全体の温室効果ガスの排出抑制を図るなど、脱炭素型のまちづくりを推進します。
- ・ 資源や行動の効率化を図り、省エネ化を促進するため、家庭生活や事業活動等のあらゆる分野において、デジタルの活用（デジタルトランスフォーメーション（D X））を推進します。

(コ) 県庁の率先実行

- ・ 県有施設の新設及び建て替えに当たっては、原則としてZEBを導入するなど、徹底した省エネ化に取り組みます。
- ・ 県有施設における太陽光発電及び蓄電池の導入や、再生可能エネルギー電力への切り替え等を推進します。
- ・ 公用車の電動車化（EV、FCV等）や、県有施設への充電設備の整備を進めます。

イ 適応策（第77回環境審議会に向けて追記予定）

(ア) 農業・林業・水産業分野

- ・ 農業については、高温による品質低下や生育障害等に対応するため、対策技術の確立や農業者への技術指導を行います。
- ・ 水産業については、海水温上昇による磯焼け対策に取り組みます。

(イ) 水環境・水資源分野

- ・ 水環境については、海水温上昇による貧酸素水塊対策に取り組みます。
- ・ 水資源については、降雨量の変動に対応するため、渇水対策を行います。

(ウ) 自然生態系分野

- ・ 生態系における分布域やライフサイクル等の変化について、情報収集等により把握します。

(エ) 自然災害分野

- ・ 水防災戦略に基づき、洪水、土砂崩れ、高潮、暴風等の災害への対策を強化します。

(オ) 健康分野

- ・ 熱中症対策の普及啓発・注意喚起を行います。

(カ) 産業・経済活動分野

- ・ 自然災害等の情報提供を行い、観光客の安全・安心の確保に取り組みます。
※ 観光産業以外の対策は検討中

(キ) 県民生活・都市生活分野

- ・ 短時間強雨や渇水の増加、強い台風の増加等に対応するため、水道・交通等のインフラにおける浸水対策や停電対策等を推進します。
- ・ 被災時の災害廃棄物処理のための対策を推進します。

(ク) 分野横断的な取組

- ・ 気候変動に関する情報収集・発信を行います。
- ・ 学校等における環境教育を推進します。

(3) 指標

施策の効果を象徴的に表す「指標」を次のとおり設定します。

指標名	2020年度 実績	2030年 の数値	備考
県内の温室効果ガス排出量 (2013年度比)	△ 19.3%	△ 50%	神奈川県地球温暖化対策 計画に基づき設定

2 自然環境の保全

(1) これまでの取組と課題

自然環境の保全に当たっては、生態系に着目し、生物多様性を保全する視点を中心に取組を進めており、2016（平成28）年3月に策定した「かながわ生物多様性計画」（以下「生物多様性計画」という。）に基づき施策を推進してきました。

生物多様性計画の策定以降、SDGs達成に向けた機運の高まり、コロナ禍を経ての人と自然との関わりの変化、気候変動対策と生物多様性保全の両立の議論といった新しい動きも出ています。

これらを踏まえ、2024（令和6）年3月には、かながわ生物多様性計画の改定を行い、引き続き、「地域の特性に応じた生物多様性の保全」と「生物多様性の理解と保全行動の促進」の2つを目標に掲げつつ、2030（令和12）年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指した「30 by 30」目標等も見据えながら、県としても施策を推進していきます。

水源環境の保全・再生に当たっては、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」²⁸を策定し、自然が本来持っている水循環機能を保全・再生するための特別な対策に取り組んできました。暮らしを支える良質な水を、将来にわたって安定的に確保するための施策を、引き続き推進していく必要があります。

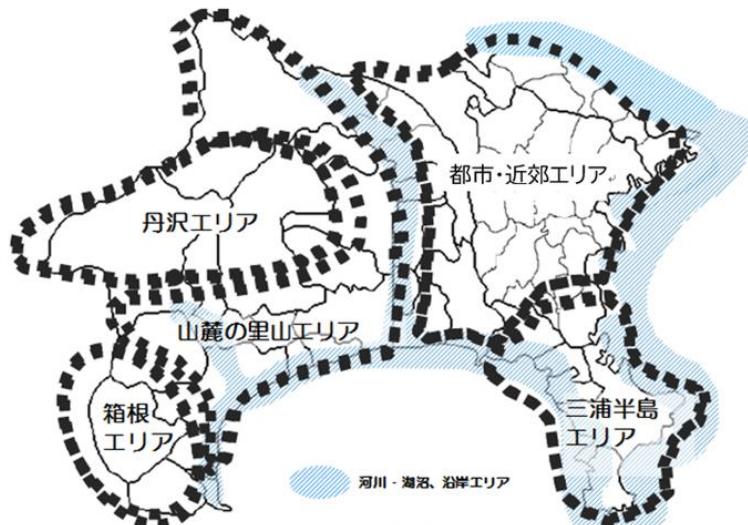
● 地域特性に応じた生物多様性の保全

生物多様性計画では、本県の地域特性を踏まえて主な生態系を、「山地・森林生態系」、「里山・農地生態系」、「都市生態系」及び「陸水生態系と沿岸域」の4つのまとまりでとらえ、その生態系に着目し、県土を6つのエリアに分けています。

これまで、植生回復のためにニホンジカの管理捕獲や森林整備を中心に行うエリア、里地里山の保全を行うエリア、都市住民が自然とふれあう場を保全するエリアというように、各エリアに即した取組を実施してきました。

生物多様性は、一度失われると回復が困難です。自然がもたらす恵みを次の世代に引き継いでいくため、その大切さを認識し、継続性を持った保全と持続可能な利用を図っていくことが求められています。

県土のエリア区分	エリアに関する主な生態系
丹沢エリア	山地・森林生態系
箱根エリア	里山・農地生態系
山麓の里山エリア	都市生態系、里山・農地生態系
三浦半島エリア	里山・農地生態系、都市生態系
河川・湖沼及び沿岸エリア	陸水生態系と沿岸域



● 自然環境の保全に資する広域的な取組

自然環境の劣化が進むことで、農作物への被害や人身被害といった直接的な被害も発生しています。自然環境は生きものの生息場所となるだけでなく、森林は水源かん養機能を担うほか、土砂災害を防止し、都市の中のみどりは、心豊かな生活を支えるなど、我々の生活に直結した機能も備えています。

こうした自然環境を保全するため、法令に基づく地域指定による緑地保全、外来生物の防除や野生鳥獣との共存（棲み分け）、環境に配慮した計画的な土地利用といった取組を、各エリアの範囲内にとどまらず広域的に実施してきました。

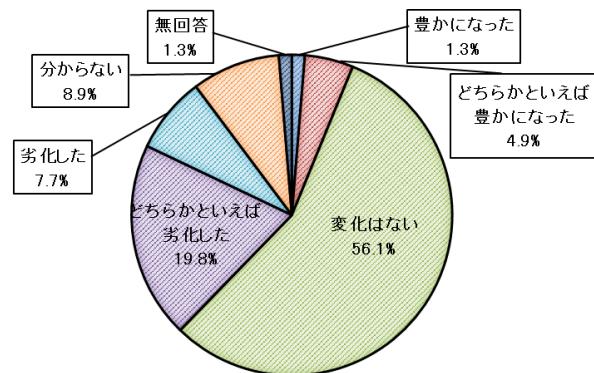
これらの取組には、人間の経済的活動の消長や野生鳥獣の生態、外来生物の移入など動的な要因が関係するため、安定的な効果が表れにくくはありますが、実効性の高い手法を追求し、今後も継続的に着実な取組を進めていく必要があります。

● 自然環境を保全するための行動の促進

生物多様性の保全は、行政の取組や規制のみでは限界があるため、企業や県民等の多様な主体が自分事として取り組むことが求められます。

生物多様性計画における取組の結果もあり、2022（令和4）年度に実施した県民ニーズ調査において、「生物多様性の言葉の意味を知っている」県民の割合は72%、「生物多様性のために何らかの行動をする」割合は77%と、いずれも7割を超えました。

一方で、「周辺の自然環境が豊かになった」と感じる割合は1.3%にとどまり、「劣化した」と感じる割合は7.7%となっています。県民の実感として、自然環境や生物多様性の保全が進んだとは受け止められていない現状があり、自分事として取組が進むための支援を、より一層充実させる必要があります。



2022年度県民ニーズ調査結果

「お住いの周辺地域の自然環境は、以前と比べてどのような変化があったと感じますか」

● 水源環境の保全・再生

2001（平成13）年に宮ヶ瀬ダムが完成し、県民が将来にわたり必要とする水を確保するための施設は概ね整ったものの、上流域にある森林の荒廃や生活排水対策の遅れなど、様々な課題がありました。

そこで、2007（平成19）年以降の20年間における水源環境保全・再生の将来の展望と施策の基本方向を「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」として取りまとめ、この大綱に基づき、5年ごとに取り組む対策について、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を策定し、現在、第4期目の施策を推進しています。

森林関係の事業については、水源林の整備等を進めた結果、水源かん養等の公益的機能²⁹の高い森林づくりは着実に進み、シカの採食による影響等もありますが、植生の回復が見られるなど効果が現れてきています。

また、水関係の事業では、河川・地下水の保全・再生、水源環境への負荷軽減等を進めてきた結果、河川の水質が改善するなど、一定の成果が見られています。

(2) 主な施策

ア 地域特性に応じた生物多様性の保全

(ア) 丹沢エリア

ブナ林の立ち枯れやニホンジカの採食による自然植生の衰退、土壌流出などの自然環境の劣化からの再生を目指します。ブナ林等の保全・再生、公益的機能の発揮を目指した森林の整備、ニホンジカの管理、自然公園施設の適切な管理や適正利用等の取組を進めます。

(イ) 箱根エリア

箱根山地の景観と生態系の保全等を図るため、自然公園の適正利用に取り組むとともに、公益的機能を発揮するための森林整備やニホンジカ・ニホンザルの管理等の取組を進めます。

(ウ) 山麓の里山エリア

農業の有する多面的機能と、それを支える農林業の営みを維持するため、里地里山保全等の促進や地域による農地保全の共同活動、野生鳥獣との棲み分けに向けた対策等の取組を進めます。

(エ) 都市・近郊エリア

都市に残された身近な自然を保全するため、都市公園の適切な管理運営を行うとともに、トラスト制度³⁰など多様な主体との連携・協働による緑地の保全や管理、里地里山保全等の促進、環境保全型農業等の推進等の取組を進めます。

(オ) 三浦半島エリア

三浦半島に残された自然を保全するため、多様な主体との連携・協働による緑地の保全や管理、里地里山保全等の促進や環境保全型農業の推進、農業や水産業の体験学習など、自然とふれあう地域づくりを進めます。また、特定外来生物³¹であるアライグマ等の防除対策を進めます。

(カ) 河川・湖沼及び沿岸エリア

生きものに配慮した多自然川づくり、砂浜の回復・保全、水域の生態系保全や外来魚対策等に関する調査研究等を進めます。

イ 自然環境の保全に資する広域的な取組

(ア) 野生鳥獣との共存を目指した取組

- 被害をもたらす鳥獣の習性や被害状況、地域の実情等に応じて、地域住民や

市町村など地域の関係者が主体となって行う鳥獣被害対策の取組を支援し、人と鳥獣の棲み分けを図っていくことにより、野生鳥獣との共存を目指します。

- ・ 林床植生など生態系への影響が大きく、農林業被害も生じているニホンジカについては、「生物多様性の保全と再生、丹沢山地でのシカ地域個体群の安定的存続、農林業被害の軽減、丹沢山地以外でのシカ定着の防止」を目標とし、個体数調整、生息環境管理及び被害防除対策を実施します。
- ・ 農業被害や生活被害、人身被害が深刻化しているニホンザルについては、「適正な群れ管理を通じた地域個体群の管理、農作物被害の軽減、生活被害・人身被害の根絶」を目標とし、被害防除対策、群れ管理、生息環境整備を効果的に組み合わせて行う取組を実施します。

(イ) 外来生物の監視と防除

- ・ 外来生物の侵入状況について情報収集を行うとともに、県民自身による対応が可能な外来植物等の駆除方法等に関する情報提供を行い、地域主体の外来生物の防除活動を促進します。
- ・ 特に生態系への影響や農業被害、生活被害が大きいアライグマについては、防除実施計画に基づき、市町村等と連携して防除対策を進めます。

(ウ) 法令・制度等を活用した生態系の保全

- ・ 法令による地域指定や、都市公園の整備、トラスト制度など、地域の特性に応じた手法を活用し、緑地等の保全を図ります。法や条例に基づく指定地域では、建築物の建築等の一定の行為について制限を設けており、原則として現在の指定については指定を維持し、必要に応じて新たな指定も検討します。
- ・ 現行の法制度を最大限活用しても保全を図ることのできない良好な緑地については、所有者との保存契約の締結や「かながわトラストみどり基金」を活用した買入れを行います。

(エ) 生物多様性への負荷を軽減する取組

- ・ 神奈川県土地利用調整条例³²や神奈川県環境影響評価条例³³等の運用により、開発を行う際にも環境に配慮したものとなるよう調整し、生物多様性への負荷を軽減します。
- ・ 農業分野においては、化学農薬や化学肥料の使用を減らし、環境への負荷を低減した環境保全型農業の推進を図ります。

(オ) 水源環境の保全・再生

- ・ かながわ水源環境保全・再生施策大綱に基づき、荒廃が懸念される私有林の整備や、河川の保全・再生、地下水かん養対策を進めます。
- ・ 昨今の集中豪雨等による土砂災害の頻発化、激甚化も踏まえ、土壤保全対策に取り組んでいくとともに、私有林の整備に当たっては、シカの管理捕獲と連

携した森林整備に取り組み、林床植生の回復を図り、水源かん養等の公益的機能の高い森林づくりを推進します。

ウ 自然環境の保全に向けた行動の促進

- ・ 県民や事業者、行政等の様々な活動主体が、生物多様性の保全のための行動をとることができるよう、生物多様性に関する様々な情報を収集するとともに、情報サイト等により適切に情報発信を行います。
- ・ 生物多様性の恵みを次世代にわたって持続的に享受できるよう、アドバイザー派遣制度等を通じて、生物多様性保全の輪を広げ、様々な活動主体がそれぞれ又は連携・協働して行う生物多様性の保全に資する取組を促進します。
- ・ 自然観察会の実施やグリーンツーリズム³⁴の推進など、自然を実感できる場を提供し、生物多様性に関する環境教育・学習を推進します。
- ・ 森林づくりボランティア体験などの森林活動や森林再生パートナー制度（企業・団体を対象とした参加協力の仕組み）など多様な方法により、県民や企業等に森林づくりの理解と協力を得られるよう、取組を推進します。

(3) 指標

施策の効果を象徴的に表す「指標」を次のとおり設定します。

指標名	2022年度 実績	2030年 の数値	備考
生物多様性の保全につながる活動を実施している人の割合 (県民ニーズ調査結果)	48.8%	(検討中)	かながわ生物多様性計画に基づき設定
県内の陸域に占める保護地域及びOECMの面積の割合 (仮称)	32.14% (77,644ha)	(検討中)	

- ・ 保護地域：法や条例等に基づき保護されている地域
- ・ OECM：保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域
(Other Effective area-based Conservation Measures)

3 循環型社会の形成

(1) これまでの取組と課題

循環型社会の実現に向けて、本県では、2002（平成14）年に「神奈川県廃棄物処理計画」を策定し、2012（平成24）年には、これを「神奈川県循環型社会づくり計画」（以下「循環型計画」という。）に名称を改め、「廃棄物ゼロ社会」を基本理念として、3R（リデュース（排出抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用））及び廃棄物の適正処理を推進してきました。

一般廃棄物の排出量（県民一人当たり）は減少していますが、産業廃棄物の排出量は長期的に横ばい傾向、不法投棄等残存量は近年微増傾向であるなど、引き続き対応すべき課題となっており、県民、事業者、市町村等と連携を図りながら、更なる取組を進めていく姿勢が求められています。

近年は、気候変動による水害等の自然災害が頻発し、大規模地震が発生する可能性も指摘されています。発災時に生じる大量の廃棄物を、迅速かつ適正に処理する体制の整備がますます重要となっています。

さらに、国際的な課題である脱炭素社会の実現のためには、廃棄物の焼却時に発生する温室効果ガスの排出量削減と、廃棄物エネルギーの有効利用を進める必要があります。

これまでも行ってきた廃棄物排出量の減量、再生利用の推進等に向けた取組を一層深めるとともに、新たな課題にも対応しながら、循環型社会の形成に向けて取り組んでいく必要があります。

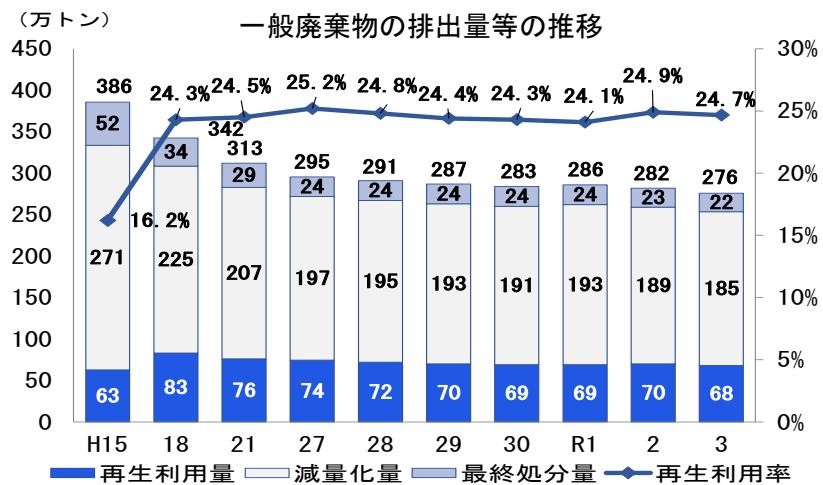
● 一般廃棄物

これまで、市町村のごみ処理広域化・集約化の推進や普及啓発活動等による適正処理の推進に取り組んできた結果、2021（令和3）年度の本県における一般廃棄物の排出量は276万tでした。循環型社会づくり計画の計画期間初年度である2012（平成24）年度と比較すると20万t以上減少しており、長期的には減少傾向にあります。

生活系ごみの県民1人1日当たりの排出量も、2021（令和3）年度で631gと減少傾向にあり、市町村による住民への働きかけなどにより、家庭から出るごみの減量化が進んでいることによるものと考えられます。ただし、2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、前年度よりも14g増加しており、社会状況の変化によって影響を受けることが示されました。

最終処分量も、排出量の減少に伴って長期的には減少傾向にありますが、近年は横ばい又は微減傾向で推移しており、再生利用率は、2006（平成18）年度以降、ほぼ横ばい傾向にあります。

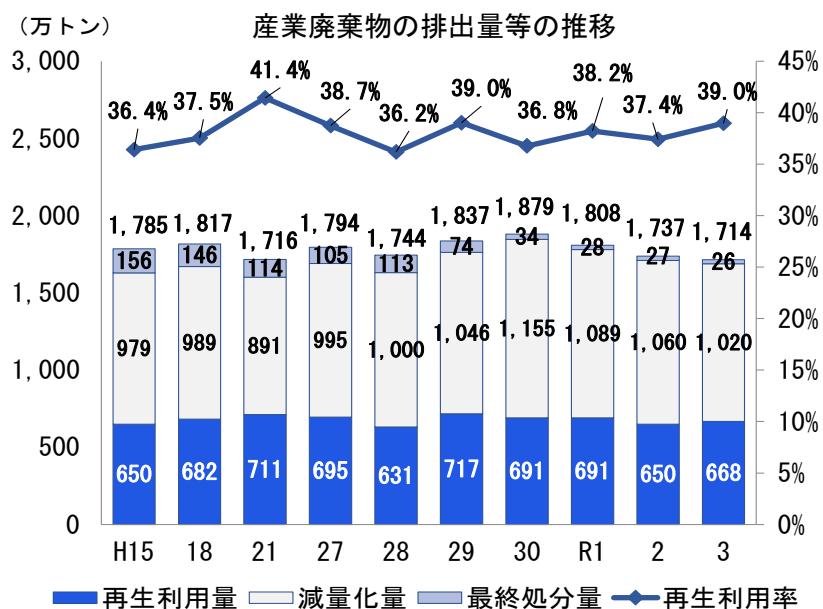
なお、家庭から排出され焼却されているごみの内訳は、生ごみが約3割、紙類が約3割、プラスチックごみが約1割強となっています。再生利用率の向上には、家庭における未利用食品等の食品ロスの削減、紙やプラスチックごみの分別の徹底等を図る必要があります。



● 産業廃棄物

排出事業者に対する排出抑制・再生利用の促進や適正処理の指導を行ってきた結果、2021（令和3）年度の産業廃棄物の排出量は1,714万tで、ここ数年は減少傾向にあります。最終処分量は、海洋投入処分³⁵に係る規制の厳格化により、海洋投入処分量がゼロとなったことが主な要因となって、減少傾向にあります。

より一層の排出抑制、再生利用等を推進するため、多量排出事業者の自主的な取組を促進するとともに、県としても詳細な現状把握に努め、対策を推進していく必要があります。



● 適正処理

不法投棄や不適正保管については、県民、事業者、市町村、警察等と連携した監視活動や、事業者に対する適正処理の指導等を実施してきましたが、その残存量は、2016（平成28）年度以降、年度による増減はあるものの、全体として微増傾向となっています。大規模な不適正保管事案は、建設業者によるものが多くを占めています。

また、P C B廃棄物³⁶については、神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき、法令で定められた期限内での処理を進めています。

● 災害廃棄物処理

災害廃棄物は一般廃棄物であることから、一義的には市町村がその処理を行うこととされています。県は、市町村に対して必要な情報提供や技術的支援を行う立場にあり、被災市町村だけで処理が困難な場合に、広域的な支援体制を整備する役割を担っています。

近年の自然災害が激化している状況を踏まえると、平時の備えが急務ですが、県内市町村において、災害廃棄物処理計画を策定しているのは、2022（令和4）年時点で、26市町村となっています。

（2）主な施策

ア 資源循環の推進

（ア）排出抑制、再使用の推進

- ・ 県民一人ひとりが、食品ロスやプラスチックごみの削減をはじめ、できるだけごみを出さない生活を心がけ、実践するよう、県のホームページやS N S等の様々な媒体を活用して啓発活動等を推進し、ライフスタイルの変革を促進します。
- ・ 事業活動に伴い発生する廃棄物の排出を抑制するため、多量排出事業者等を対象とした自主管理事業の充実や簡易包装の推進などサプライチェーン全体を通じた働きかけにより、事業者の取組を推進します。

（イ）再生利用等の推進

- ・ 再使用できず廃棄物となったものは、繰り返し再生利用が可能な高い品質の再生素材へリサイクルするなど、より質の高いリサイクルを推進します。また、やむを得ず焼却処理する場合には、熱回収によりエネルギーとして有効利用します。
- ・ 各法令に基づくリサイクル制度が円滑に実施されるよう、市町村や関係機関

と連携を図りながら、制度の普及啓発や対象事業者に対する指導等を行います。

(ウ) 環境教育・学習及び人材育成の推進等

- ・ 循環型社会の形成には若年層への啓発等による人材育成が重要であることから、学校や家庭、地域における環境教育・学習を推進します。
- ・ 優良産業廃棄物処理業者認定制度の適切な運用や講習会の開催等により、排出事業者及び処分業者における人材育成を推進します。

イ 適正処理の推進

(ア) 廃棄物の適正処理の推進

- ・ 一般廃棄物処理施設の整備や維持運営への支援、市町村と連携した広域的なごみ処理体制の確保に係る取組の推進により、一般廃棄物の適正処理を推進します。
- ・ 産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対して廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき適正処理等の指導を行うとともに、関係団体と協力して優良な産業廃棄物処理業者を育成・支援することで、産業廃棄物の適正処理を推進します。
- ・ P C B 廃棄物については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法等に基づき、処理期限までに確実に処理を完了します。

(イ) 不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進

- ・ 不法投棄撲滅に向け、県民、事業者、関係団体等と連携・協力した取組や監視活動等を実施することで、不法投棄を許さない地域環境づくりを目指します。
- ・ 廃棄物処理法等に基づき、適正な処理を行うよう指導を徹底し、不適正処理事案に対しては関係機関とも連携し、厳正に対応します。

(ウ) クリーン活動の推進

- ・ 県民、市町村、事業者等と連携・協力し、積極的な情報提供等によりクリーン活動を推進することで、散乱ごみの回収を進めるとともに、県民の環境意識の醸成やポイ捨てさせない地域環境づくりを進めます。

ウ 災害廃棄物対策

災害時に大量の発生が想定される災害廃棄物について、平時からの備えとして、協力体制の構築や職員の教育訓練など、必要な処理体制の構築を進めるとともに、発災時には適正処理と循環的な利用を確保したうえで、市町村や関係機関と連携し、円滑・迅速な処理を行います。

(3) 指標

施策の効果を象徴的に表す「指標」を次のとおり設定します。

指標名	2021年度 実績	2030年 の数値	備考
生活系ごみ1人1日当たり の排出量	631g／人・日	608g／人・日	
産業廃棄物の排出量	1,714万t	1,826万t	
不法投棄等（不法投棄及び 不適正保管）の残存量	15.0万t	前年度より 減少	神奈川県循環型社会づくり 計画に基づき設定

4 大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減

(1) これまでの取組と課題

便利で豊かな生活を求めるなかで、我々は、大気や水といった身近な環境に負荷をかけるとともに、自らの健康リスクを高め、生物多様性の損失等の負の影響を与えてきた歴史があります。高度経済成長期には、これらが大きな社会問題となりましたが、その後の取組により、状況は大幅に改善しています。

しかし、長きにわたり光化学オキシダント³⁷の環境基準を達成できていないことをはじめ、依然として取り組むべき課題が多く残されています。

コロナ禍に伴う社会活動の変化が、大気環境に影響を与えたことからも、社会経済の動向と併せて、環境の状況を注視していくことが重要であることが示されました。我々の生活にとって、良好な大気環境や水環境は必要不可欠であり、県は、関係自治体と連携しながら、広域的にその保全のための取組を進めていく必要があります。

● 大気環境

大気汚染防止法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「生活環境保全条例」という。）等に基づき、工場等から排出される窒素酸化物やばいじん等の大気汚染物質に対して、濃度規制や総量規制を実施するとともに、ディーゼル車運行規制や低公害車の普及、エコドライブ³⁸の推進等の施策を推進した結果、二酸化硫黄³⁹（SO₂）及び一酸化炭素⁴⁰（CO）は、長期間にわたり環境基準を達成しています。

二酸化窒素⁴¹（NO₂）や浮遊粒子状物質⁴²（SPM）についても改善傾向が見られ、2016（平成 28）年度以降、いずれも環境基準の達成率は 100% の状態を継続しています。

また、微小粒子状物質⁴³（PM2.5）については、2016（平成 28）年度以降、環境基準を達成する状況を継続しています。

さらに、光化学オキシダントについては、環境基準達成率が 0 % の状況が継続しているものの、長期的な改善傾向を評価するための指標で見ると、近年、その濃度は低下傾向にあります。光化学スモッグについては、年間数日程度、注意報を発令する状態が継続しています。

PM2.5 及び光化学オキシダントについては、生成機構が十分に解明されていないといった課題があります。

● 水環境

水質汚濁防止法や生活環境保全条例に基づく事業者への指導のほか、下水道

や浄化槽などの生活排水処理施設の整備を行ってきました。また、「東京湾における化学的酸素要求量等に係る総量削減計画」に基づき、汚濁負荷対策等を取り組んできました。

その結果、2021（令和3）年度の河川のBOD⁴⁴（生物化学的酸素要求量）の環境基準達成率は93.3%、相模湾のCOD⁴⁵（化学的酸素要求量）の環境基準達成率は100%となり、良好な状態を維持しています。

一方、東京湾では、CODの環境基準達成率は63.6%と低く、相模湖と津久井湖では、全窒素と全りんの環境基準をこれまで一度も達成していません。

このようないわゆる閉鎖性水域⁴⁶については、汚濁負荷を低減するため、引き続き生活排水対策を推進するとともに、アオコや赤潮の原因となる富栄養化状態への対策も必要です。

地下水については、2021（令和3）年度の定点調査結果で環境基準達成率は98.7%となり、良好な状態を維持しています。

● 化学物質

現在、数万種類の化学物質が流通しているとされています。これらは生活に欠かせない反面、環境中へ排出されると有害になる場合もあり、取り扱う事業者による適正な管理が重要です。

本県では、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）や生活環境保全条例に基づき、事業所における化学物質の排出量や取扱量を把握し届け出る制度等を設け、化学物質による環境負荷の低減に向けた事業者の自主的な取組を促進しています。

その結果、化管法の届出に基づく、本県における排出量は、2020（令和2）年で4,477tとなっており、減少傾向にあります。

（2）主な施策

ア 大気環境の保全、更なる向上

（ア）大気環境の常時監視等

- ・ 大気汚染防止法に基づき、県内各所で大気汚染物質の常時監視を行い、結果を速やかに公表します。
- ・ ばい煙を発生する工場や事業場等に対しては、関係法令に基づく立入検査を実施し、排出基準の遵守状況を確認するなど、規制・指導を行います。

（イ）光化学オキシダント、PM2.5等への対応

- ・ 原因物質の一つであるVOC⁴⁷（揮発性有機化合物）の排出抑制のため、排出事業者による自主的な取組を促す普及啓発を行います。

- ・ PM2.5 の広域的な移動の実態把握や発生源の種類・地域を明らかにするための調査研究を行います。
- ・ 神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画に基づき、ディーゼル車運行規制や低公害車の普及、エコドライブの推進、国や関係機関と連携した幹線道路整備や信号制御等による交通流の円滑化・交通管理等の施策を推進します。

イ 水環境の保全、更なる向上

(ア) 水質環境の常時監視等

- ・ 水質汚濁防止法に基づき、県内の公共用水域（河川、湖沼及び海域）の水質測定を行い、結果を公表します。各種対策により、水質改善が確認された水域については、再び悪化することのないよう環境基準を上位類型へ見直します。
- ・ 公共用水域へ排水を排出する特定事業場等に対しては、定期的な立入検査を実施し、排出基準の遵守状況を確認するなどの規制・指導を行います。
- ・ 閉鎖性水域である東京湾の水質については、「東京湾における化学的酸素要求量等に係る総量削減計画」に基づき、東京湾やその流入河川に排水を排出する工場・事業場に対し、COD、窒素・りん含有量を削減するよう総量規制、削減指導等を行います。
- ・ 湖沼については、生活排水等の流入対策を行います。また、アオコの発生抑制のため、湖水の循環を促すエアレーション装置を相模湖及び津久井湖に設置しており、引き続き適切な運用を行います。

(イ) 土壤汚染・地下水汚染対策等

- ・ 水質汚濁防止法に基づき、県内の地下水質について水質測定を行い、結果を公表します。
- ・ 地下水環境基準を超過した地点については、継続的に監視を行うとともに、基準超過の要因となっている発生源を特定した場合は、浄化等対策の指導を行います。
- ・ 有害物質により汚染された土地については、法令に基づき公示等をするとともに、土壤汚染の除去等、必要な指導を行います。また、土壤汚染に伴う地下水汚染の有無について確認を行い、地下水汚染がある場合は、周辺への影響の有無について水質調査を行い、その結果を公表します。

(ウ) 地盤沈下対策等

地下水の採取が、地盤沈下をもたらす要因となり得ることから、過剰採取の規制を行うなど、地下水のかん養を図っていきます。

(エ) 生活排水処理施設の整備促進

未処理の生活排水の河川等への流入を抑制するため、下水道、農業集落排水施設⁴⁸、合併処理浄化槽⁴⁹など、生活排水処理施設の整備を促進します。

ウ 騒音・振動等への対策

(ア) 工場、事業場等への立入検査等

工場、事業場等からの騒音・振動・悪臭については、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び生活環境保全条例に基づき、市町村と連携して、規制基準の適合状況を確認するための立入検査等の規制・指導を行います。

(イ) 自動車等騒音調査

自動車、新幹線、航空機について騒音調査を実施します。また、必要に応じて環境基準の類型指定の見直し等を行います。

エ 化学物質等によるリスクの低減

(ア) 実態把握、環境保全対策の推進

- ・ 生態系への影響が懸念される化学物質については、適切なモニタリングにより環境濃度の実態を把握し、県民等への情報提供に努めます。
- ・ 大気汚染防止法の政令市と連携して、各地域内の有害大気汚染物質の調査を実施します。
- ・ 化管法や生活環境保全条例に基づき、事業者への規制や指導を行います。国の化管法等では、事業者に対し、取り扱う化学物質の量の把握や排出量低減のための措置を講じるよう求めています。県からは、適切な情報提供を行うことで、事業者の自主的な取組が進むよう支援していきます。
- ・ 農業分野においても、化学農薬や化学肥料の使用を減らし、環境への負荷を低減した環境保全型農業の推進を図ります。

(イ) アスベストへの対応

大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づき、アスベスト除去の作業を行う工事現場等に対して立入検査を実施するとともに、必要に応じて現場周辺の環境調査も併せて実施し、飛散防止の徹底を図ります。また、適正な処理がなされるよう、事業者に対して適宜、情報提供を行っていきます。

(3) 指標

施策の効果を象徴的に表す「指標」を次のとおり設定します。

指標名	2021年度 実績	2030年 の数値	備考
(大気環境) PM2.5 の自動車排出ガス測定局における年平均値の全局平均値	8.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	前年度より削減	年平均値の環境基準は $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
(水環境) 東京湾の化学的酸素要求量 (COD) の環境基準達成率	63.6 %	72.7 %	11 水域中 8 水域の環境基準達成を目標として設定

5 横断的な取組 ~統合的な課題解決を目指して~

気候変動、生物多様性、資源循環等の環境をめぐる問題は、相互に関連しており、一つの分野の視点からだけでは、十分な解決にはつながらない可能性が考えられます。ある分野における一つの取組が、他の複数分野に影響を及ぼすこともあるため、分野を超えた横断的な視点を持って、取組を進めることが求められています。

計画の推進に当たっては、ここまで記載してきた各施策分野における施策を着実に進めることはもちろん、それぞれの取組が他の分野にどのような影響を及ぼすかといった分野間における相互関係や整合性に配慮し、さらには、経済や社会といった環境以外の側面への影響も考慮し、統合的な課題解決を目指すことが重要です。

また、以前に比べ、一人ひとりの環境意識は向上し、企業等においてはESG投資や環境に配慮しながらのビジネスモデルが次々と生み出されています。教育現場においても、持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）がなされるなど、持続可能な社会づくりに向けた機運は着実に高まりを見せています。

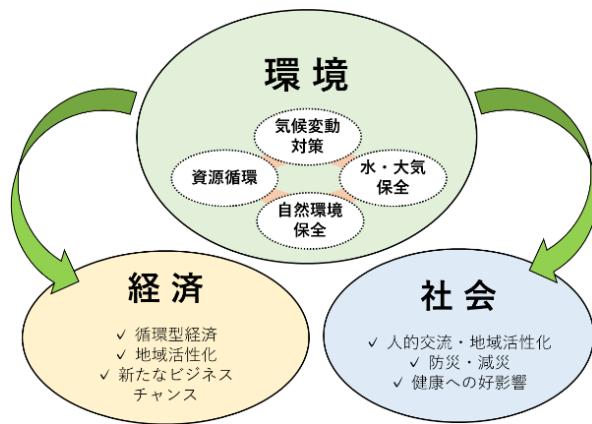
しかし、多様化・複雑化する環境をめぐる課題を解決するには、一層の環境教育・環境学習の充実や、県民、事業者、環境活動団体、研究機関、行政といった多様な主体が課題を自分事としてとらえ、具体的な行動に移していくことはもちろん、各主体が協働・連携して取組を推進することが必要です。

(Ⅰ) 施策分野間の相互関係・環境以外の側面への影響

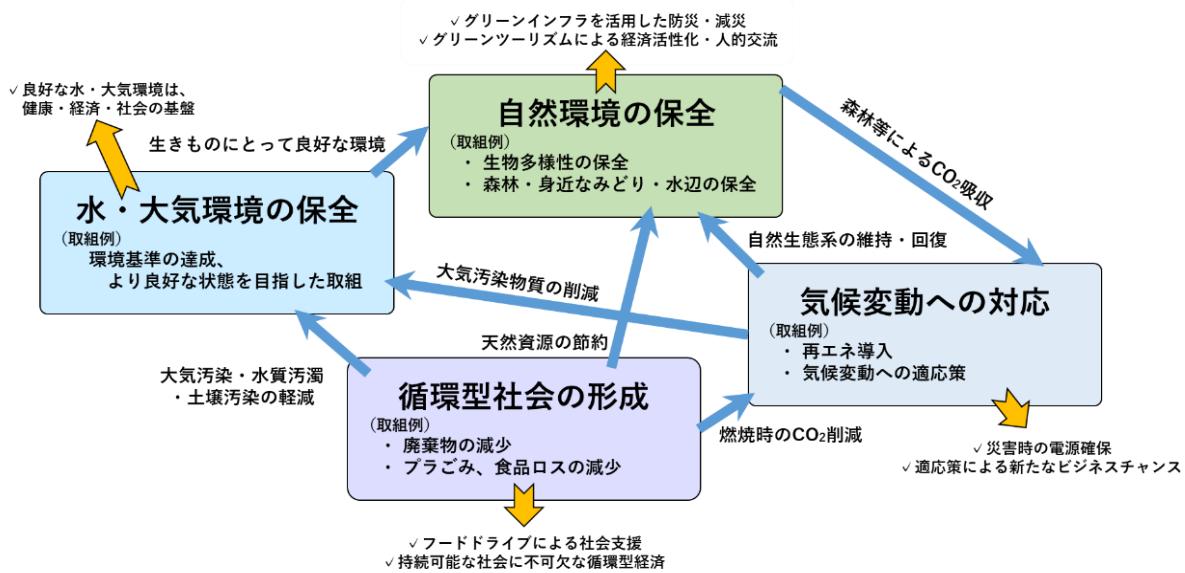
各分野における取組を進めることで、他の分野や環境以外の側面に様々な影響*を及ぼすことが想定されます。

ここに挙げた影響は一部に過ぎませんが、施策の推進に当たっては、こういった相互間の影響を意識し、分野横断的に統合的な課題解決を目指していきます。

県民や事業者にも、環境施策が自身の健康や経済にもプラスの影響をもたらすことをお理解いただき、自分事として、環境に配慮した生活・事業活動を推進できるよう、県としても普及啓発に努めるなど、後押しをしていきます。



施策分野間の関係（イメージ）



* 以下は、神奈川県に本部を置く公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）の協力により、記載しました。ここに記載した影響は、本県の施策の範囲内に収まらないものもありますが、意識すべき事例として記載しています。

● 「気候変動への対応」と他分野の相互関係等

- 化石燃料の燃焼により、温室効果ガスと大気汚染物質が排出されることから、化石燃料由来のエネルギーから再生可能エネルギー利用に切り替えることは、大気環境の保全にも資する。
- EV導入は、自動運転技術との相性がよく、事故の減少にもつながり得る。また、脱炭素型のまちづくりと併せて、カーシェアリングを推進することで、省エネや脱炭素への貢献だけでなく、車を持たない人の移動手段の確保、地域コミュニティの活性化といったことも期待される。
- 分散型電源の導入やエネルギーの地産地消は、災害時のエネルギー確保に寄与する。
- 適応策の推進は、農業・水産業におけるビジネスチャンスを生み出し得る。
- 営農型太陽光発電やバイオマス発電は、農地の維持や森林の適正な整備につながり、結果として生物多様性の保全に資する。

● 「自然環境の保全」と他分野の相互関係等

- 森林、里山、都市近郊のみどり、浅海の藻場等は、二酸化炭素の吸収源としての役割を担っており、その再生・保全は脱炭素に資する。
- 森林の保全・再生、河川の保全・再生、地下水かん養対策、沿岸域生態系の保全等は、水環境の保全に貢献する。
- 森林と浅海の生態系の間には、雨水や河川を通じた栄養分や有機物の循環システムが存在することから、適切な森林管理と水管理は、陸・海双方の生物多様性の保全に貢献する。
- 適切な森林整備による土砂災害の軽減をはじめ、自然環境が本来的に備えている機能を発揮させ、活用することで、防災・減災を図ることができる。

- ・ 自然環境は、林業や水産業における基盤であるほか、観光資源としても有用である。また、その保全活動によって人的交流や地域活性化が促進され、伝統文化の継承にもつながるなど、経済的側面や地域課題の解決にも寄与する。また、身近なみどりをはじめとする自然環境は、心身の健康にも好影響を与える。
- ・ 適正な森林整備の一環としての木材利用は、木造建築による二酸化炭素固定や林業の活性化にも資する。木材を、資材だけでなく、バイオマス等のエネルギー源としても利用する多段階利用（カスケード利用）を行うことで、資源循環・循環経済にも貢献する。

● 「循環型社会の形成」と他分野の相互関係等

- ・ 資源循環の推進によって、廃棄物が減少することで、焼却時に発生する温室効果ガスが減少し、脱炭素に資する。また、天然資源の採取・消費が抑制され、自然環境の保全にも貢献する。不法投棄や海洋プラスチックごみ等の減少は、土壤や水の汚染を防止し、生物多様性の保全、人間の健康維持にも貢献する。
- ・ 適切な自動車リサイクル・家電リサイクルの推進によって、カーエアコン・家庭用エアコンの冷媒として使用されるフロン類が回収され、気候変動対策に資する。
- ・ 食品ロスへの対策は、フードバンクやフードドライブによる社会支援としての側面を持つ。また、食料の輸入割合が大きい日本において食品ロスを減らすことは、世界的な食料の適正分配、農地等の拡大抑制による持続可能な土地利用にも貢献する。
- ・ 循環型の新たなライフスタイルが確立することで、使い捨てではなく、サービスや機能の提供を重視した新たな経済モデルに移行することが想定され、環境と経済の両側面から持続可能な社会の実現に貢献する。

● 「大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減」と他分野の相互関係等

- ・ 化石燃料の燃焼により、温室効果ガスと大気汚染物質が排出されることから、化石燃料由来のエネルギーから再生可能エネルギー利用に切り替えることは、脱炭素や大気環境の保全に資する。
- ・ 水環境の保全は、水生生物の生態を良好に保つだけでなく、森林や陸上における生物多様性の保全にも資する。また、水環境を保全することで、水産資源の保全や水環境を利活用した観光業の推進につながり、経済面にも寄与する。
- ・ 良好的な大気・水環境は、人間の健康のためにも必要不可欠である。健康被害は労働力の低下、経済的な損失にもつながることから、良好な環境を保全していく必要がある。

● その他

- ・ ESG投資やグリーンリカバリーは、環境だけでなく経済の好循環にも貢献する。また、環境に配慮した新技術の開発やビジネスモデルの確立により、新たな雇用が創出されるなど、経済にも好影響を与えうる。
- ・ 環境保全活動によって、人的交流や地域活性化が期待される。

(2) 環境教育・学習の推進

これから時代を担う若年層への環境教育は、少子高齢化とも相まって、ますます重要性を増しています。県では、これまで学校授業への講師派遣や教職員を対象とした研修の実施により、学校における環境教育の支援を行ってきました。

一方で、環境問題は多岐にわたるとともに、気候変動など喫緊の課題が多く、あらゆる主体が環境問題を自分事としてとらえ、行動変容につなげていくためには、幅広い世代において、環境に関する問題を意識し、学び続け、課題解決に向けて実践していくことが必要です。そのためには、若年層に対する教育だけではなく、地域や職場をはじめとする身近な場において、自ら学ぶ環境学習の支援に取り組むとともに、環境問題への関心が低い方々にも、行動を起こしていただくための働きかけを進め、効果的な情報発信を行うことが重要です。

S D G s や E S D といった観点から、環境教育・学習には社会・経済問題の解決にも資することが期待されており、環境教育・学習の取組を推進し、持続可能な社会づくりのために行動する人材の育成・増加を図るとともに、あらゆる世代において環境教育・学習を推進していくため、県民、学校等の教育機関、N P O 等の団体、事業者、行政といった各主体が、適切に役割を分担・補完しながら、連携して取り組んでいく必要があります。

環境教育・学習を推進するに当たり、各主体に期待される役割は次のとおりです。

(各主体に期待される役割)

- ・ 県民には、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、自ら環境に関する情報を収集し、環境について学ぶ姿勢を持つこと、その輪を家庭から地域、職場等にも広げていくことが望まれます。
- ・ 学校等の教育機関においては、発達段階に応じた環境教育を教科横断的な視点で進めることにより、環境問題についての正しい理解を促し、自ら行動する人材の育成を行うことが求められます。
- ・ N P O 等の団体には、民間団体ならではの専門性や機動性、ネットワークを活かし、学校教育等だけでは担えきれない、より実践的な環境教育・学習の推進や、地域における活動の中心となることが期待されます。
- ・ 事業者には、地域の一員として、事業活動による環境負荷の低減に努めることはもちろん、職場での環境学習や地域の環境保全活動への参画等も期待されます。
- ・ 行政には、環境教育・学習についての情報収集・効果的な情報発信を行い、各主体の取組を促す役割が求められています。また、各主体をつなぎ、パートナーシップを構築していくことも必要です。

こうした各主体に期待される役割を踏まえ、県では、主に次の取組を推進していきます。

○ 県民による環境学習の促進

- ・ 家庭や地域における取組が促進されるよう、ホームページ等の各種広報媒体や、N P Oと協働して運営する「かながわ環境活動支援コーナー」(かながわエコB O X)を通じて、環境保全活動に関する情報提供を行います。また、かながわエコB O Xでは、環境アドバイザーによる相談対応や活動支援を実施します。
- ・ 知事から県民に「地球温暖化防止活動推進員」を委嘱し、推進員の方々に活動していただくことで、地球温暖化の現状や知識の普及など、地域における地球温暖化対策を推進します。
- ・ 環境学習施設のオープン利用を推進し、環境学習の拠点として情報発信や各主体の連携を促します。また、出前講座や環境問題に関する学習講座を実施します。
- ・ 地域で環境活動を実践するリーダーを養成するための講座を開催し、地域活動の活性化を促します。

○ 学校等における環境教育への支援

- ・ 学校教育を通じて地域社会での環境・エネルギー等への理解を深めるため、N P Oや企業等の専門的知識を有する講師を県内の小・中学校、高校等に派遣し、学校のニーズに合わせて、実験等を交えた体験型の授業を実施します。
- ・ 県民の気候変動問題の認知度向上を図るため、これまで作成した気候変動学習教材の活用を促すための出前授業や教員向け講座を行います。
- ・ 学校教育において、環境教育を実施するための支援として、教職員を対象とした研修を実施します。

○ その他

- ・ 地球温暖化防止活動推進員をはじめ、環境学習に携わる担い手の高齢化が課題となっているため、担い手となる後継者の育成にも取り組みます。
- ・ E S Dは、S D G s の17すべての目標の実現に寄与するため、環境問題が身近な衣食住や社会、経済の問題につながっていることを環境教育の中で伝え、E S Dの推進によってS D G s の複数の目標を実現することを目指します。
- ・ 現場での体験を通じた教育・学習とともに、I C Tや映像等の活用が有効な場合には積極的に活用するなど、効果的・効率的な手法を採用します。

(3) 多様な主体との連携による施策の推進

S D G s の17番目のゴールは、「パートナーシップで目標を達成しよう」です。

本計画で掲げている基本目標や各分野における将来像の実現に向けては、各施策に関連する主体が連携し、目標達成に向けて取り組んでいく姿勢が必要です。行政だけではなく、県民、事業者など、あらゆる主体が課題を自分事化し、それぞれの立場での取組を進めながら、協働・連携を図っていくことで、持続可能な社会を形成していきます。

各主体に期待される役割は次のとおりで、こうした役割を踏まえ、本県も各施策分野における取組を推進していきます。

(各主体に期待される役割)

- ・ 県には、本県の特性に応じた各取組の目標や方向性を明示し、県内における各主体による取組を調整する役割が求められています。
また、県民、団体、事業者、市町村など各主体の取組を促進するとともに、県自らの事業活動においても環境に配慮する率先実行の姿勢が必要です。
- ・ 事業者には、公害防止のための取組はもとより、資源やエネルギーの効率的な利用や廃棄物の削減、生産から消費までのサービス全体を通じた環境負荷の低減を、自主的かつ積極的に進めることが期待されています。
- ・ NPO等の団体には、自らが具体的な環境保全活動を行うことのほか、地域における各主体の取組の結束点としての役割が期待されています。
- ・ 県民には、環境配慮の必要を認識し、日常生活に起因する環境負荷の低減を図るよう、自らの意識やライフスタイルを転換し、実際に行動することが期待されています。

こうした役割を踏まえ、県が各主体とともに取り組む主な取組は次のとおりです。この他にも、県民や事業者向けの研修会や講習会等を通じて、環境意識の向上や各主体による取組の推進を図っていきます。

分野	主な取組 () 内は主な連携対象
気候変動への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「かながわ脱炭素推進会議」を通じた地域からの脱炭素の推進（県民・事業者・団体） ・ 「地域地球温暖化防止活動推進センター」や「地球温暖化防止活動推進員」を通じた普及啓発（県民） ・ 「神奈川県版脱炭素モデル地域」における脱炭素化推進・地域課題の解決（市町村・事業者・団体） ・ 「かながわ暑さ調べ」を通じた熱中症予防の普及啓発（県民）
自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアによる森林・緑地保全（県民・事業者・団体） ・ 自然環境を利活用したイベントの実施（県民・事業者・団体） ・ 県との協定に基づく里地里山保全（団体・県民） ・ 地域ぐるみの鳥獣被害対策（市町村・県民）

分野	主な取組 () 内は主な連携対象
循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> クリーン活動の実施（県民・市町村・事業者） 「神奈川県ワンウェイプラ削減実行委員会」によるプラごみ削減の推進（事業者・団体・市町村） 「かながわペットボトルモデル事業推進コンソーシアム」による情報発信等（事業者） 不法投棄の監視パトロール（市町村）
大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減	<ul style="list-style-type: none"> 東京湾環境一斉調査（国・他都道府県・市町村・企業・団体等） ディーゼル車運行規制や低公害車の普及、エコドライブの推進等（九都県市） 光化学オキシダント及びPM2.5の広域的な研究調査（関東甲信静の都県市）
環境教育・学習	<ul style="list-style-type: none"> 「環境学習リーダー養成講座」による地域の環境教育・学習を担う人材育成（県民・団体） 「かながわ環境教室」を通じた学校における環境教育の実施（事業者・団体）

（4）国際貢献や広域的な取組

盛んな経済活動が営まれ、多くの人口を擁する本県には、地球規模で深刻化する環境問題に対応していくための国際的な視点が求められています。

また、気候変動への対応や生物多様性の保全、循環型社会の形成といった環境問題は、喫緊の課題であるだけでなく、それぞれの課題が関連しているなか、これらの課題を統合的な視点でとらえ、同時解決に向けた取組も求められています。

こうした点において、「環境分野における国際貢献」を目的の一つとして、1997（平成9）年に本県が誘致した国際的な環境政策研究機関である「公益財団法人地球環境戦略研究機関」（IGES）の知見を、共同研究や提言を通じて県の施策に活かしていくことは、本県の責務です。

IGESを誘致した目的には、このほかに「県市町村の政策形成や民間企業等の実践への研究成果のフィードバック」、「環境関係人材の育成」、「優れた研究者の集積による県内大学や市町村への貢献」があります。IGESには、専門的な知見を広く県内に分かりやすい形で還元することで、県民の意識向上と行動の実践を促し、複雑化・多様化する環境問題の解決に向けた、より一層の地域貢献が求められています。IGESを誘致した県としても、各施策分野の統合的な解決に向けて、IGESとの連携を深化させながら、更に取組を推進していきます。

また、環境問題については、一行政区画にとどまらず、広域的に対応すべき課題が多く、政令市や県域の市町村との連携はもとより、他都道府県等とも連携した取組が不可欠であることから、九都県市首脳会議⁵⁰等の枠組も活用しながら、広域連携の取組を推進するとともに、全国知事会等を通じて、国の制度改革や地方

への支援の充実等について、国に対する提案や働きかけを行っていきます。

(5) 県庁の率先実行

気候変動への対応、生物多様性の保全、循環型社会の形成等が喫緊の課題となるなか、環境負荷の低減や環境汚染の未然防止のため、県には、自らが率先して行動し、一事業者としての責任を果たすことはもちろん、環境問題の解決に貢献する姿勢を示し、事業者や市町村等にも取組を広げていくことが求められています。

県庁の率先実行を進めるに当たっては、まずは、職員自身が環境問題を自分事化し、実践的な行動に移していく必要があり、その基礎となる環境関連法令を全ての職員が理解・順守した上で、職場における取組を主体的かつ積極的に進めることはもとより、地域社会や家庭においても、率先して環境配慮の取組を広げていくことが重要です。

(県庁の率先実行の取組例)

- 省エネの徹底、庁舎等のZEB化の推進
 - ・ 県有施設の新築及び建て替えに当たっては、原則として、「省エネ」と「創エネ」を組み合わせて施設全体で脱炭素化するZEBを導入します。
 - ・ 実効性のある省エネ対策など、これまでの取組を継続するとともに、施設・設備の運用改善を着実に進めます。
- 県有施設における再生可能エネルギーの導入促進・利用拡大
 - ・ 太陽光発電設備を設置可能な県有施設のうち、2030（令和12）年度までに50%、2040（令和22）年度までに100%に設置することを目指します。また、発電した電力の有効活用や災害時対応の観点から、蓄電池も併せて導入します。
 - ・ 2030（令和12）年度までに、全ての県有施設において、使用する電力を全て再生可能エネルギー由来の電力にすることを目指します。
- 公用車の電動車化
 - 代替可能な電動車がない場合等を除き、公用車を2028（令和10）年度までに全て電動車化するため、EV等を率先して導入します。
- グリーン購入、電力のグリーン調達の推進
 - ・ 本庁、出先機関等が事務用品等を購入するに当たっては、「神奈川県グリーン購入基本方針」に基づき、環境への負荷が少ないリサイクル製品等の優先購入を徹底します。

- ・ 県有施設で使用する電力調達の契約に際しては、温室効果ガス排出係数削減等に取り組む電力会社からの調達を行います。

○ プラスチックごみの資源循環の推進

県有施設への給水器の設置によるマイボトルの利用促進などプラスチックの3R+Renewableに係る取組を進めます。

○ 公共事業（県の事業）における環境配慮

県自らが実施する道路建設、建築物建設、用地造成等の大規模事業については、環境への配慮を着実に行うため「環境配慮評価システム」を運用します。府内横断的な体制をもって、事業の基本計画段階において環境配慮がなされているかを評価し、審議を行います。

（6）デジタル化の推進

多様な場面においてデジタル化を推進し、環境負荷の低減やこれまで対応が難しかった課題の解決に向けて、効率的に取り組みます。例えば、オンラインによる在宅での勤務や教育が可能な環境の整備を促進し、移動時間を減少させることで、エネルギー使用の減少を図ります。

また、スマート農業⁵¹の促進は、農作業の効率化・生産性の向上を図り、さらには新たな担い手の確保にも貢献すると考えられます。鳥獣被害対策における集落環境調査や不法投棄物の発見等ではドローンを使用するなど、デジタル技術の活用が有用な取組も見られます。これらの有用な取組を継続するとともに、デジタル化が有効と考えられる場面への積極的な活用を推進していきます。

（7）県試験研究機関での調査・研究等

県の各試験研究機関において、現状のモニタリングを着実に実施するととともに、脱炭素、気候変動への適応、生活環境・自然環境の保全等に資する技術研究を行い、成果を適切に社会へ還元します。

（取組例）

- ・ 大気汚染・水質汚濁等の課題解決に向けた調査研究・モニタリング
- ・ 河川・溪流・湖沼等における水質や生態のモニタリング
- ・ レッドデータブック刊行や県内の生物多様性情報収集のための調査研究
- ・ 海藻等の増養殖によるブルーカーボンの増大技術の開発
- ・ 気候変動や熱中症対策に関する調査、気候変動に対応した農畜水産物の生産技術の開発
- ・ 花粉のないスギ・ヒノキの開発

- ・ 環境に調和した農業・畜産業のための技術開発

(8) グリーンファイナンスの活用

2021（令和3）年に国の「グリーン成長戦略」⁵²が打ち出され、地球温暖化対策を経済成長の制約ではなく、成長の機会ととらえる方針が掲げられました。経済と環境の好循環を作っていく産業政策であり、企業のグリーン投資の勢いは更に増していくものと考えられます。県では、「グリーンボンド」⁵³の仕組みを活用し、環境分野への投資を促しながら、気候変動に適応するハード対策に取り組み、一層のグリーン投資を促進します。

第3章 計画の推進

I 庁内の推進体制

環境部局を中心に施策を実施する中で、県庁内の環境基本計画推進会議を活用して、関連部局と連携・協力しながら、部局横断的に環境施策を推進します。

2 進行管理

- ・ 県は、毎年度、各施策分野の指標と各個別計画に基づく施策の取組状況から、多角的かつ総合的に分野全体の進捗を把握します。
- ・ 県は、庁内の関係部局で構成する神奈川県環境基本計画推進会議において、毎年度の進捗状況を報告書として取りまとめ、学識経験者、市町村、県議会議員からなる環境審議会に報告し、環境審議会は、今後の計画推進に際して必要な意見を述べます。
- ・ 県は、毎年度の進捗状況に係る報告書をホームページで公表します。
- ・ 県は、環境審議会からの意見を、次年度以降の計画の推進及び次回の計画見直しの際に活用します。

3 計画の見直し

計画期間の最終年度に、それまでの進捗状況、成果等を踏まえた課題を整理し、県民、市町村及び環境審議会の意見を聞きながら計画全体を見直し、改定します。

なお、環境をめぐる動向、社会情勢等に大きな変化が生じた場合は、計画期間の最終年度を待たずに見直しを実施することとします。

参考資料

I 改定前計画の進捗状況

2016（平成28）年度に策定した環境基本計画（以下「現行計画」という。）では、計画の進捗状況について、毎年度点検を行ってきました。

「地球温暖化への対応」や「自然環境の保全」といった施策の柱ごとに、数値目標を伴う重点施策を設定し、主にその達成状況により進捗を把握してきました。

その結果、「地球温暖化への対応」と「資源循環の推進」において、進捗に遅れが見られます。温室効果ガス排出量や廃棄物発生量は減少しているものの、この2つの分野については、遅れの原因を把握し、特に取組を強化していく必要があります。

一方、「自然環境の保全」、「生活環境の保全」、「人材の育成と協働・連携の推進」及び「技術力の活用」では、重点施策の進捗状況は、順調又は概ね順調でしたが、持続可能な社会を形成していくためには、より一層の取組が求められます。

● 重点施策の実績等

施策の柱	重点施策及び数値目標		最新の実績値 (目標値)	県の自己評価
地球温暖化への対応	事業者による自主的な取組等の促進	大規模排出事業者のうち二酸化炭素排出量の削減目標を達成した事業者の割合 (%)	2021年度：78.1 (74.0)	順調
	再生可能エネルギー等の導入加速化・安定した分散型電源の導入拡大	県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合 (%)	2021年度：20.3 (25)	やや遅れている
資源循環の推進	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進	製造業における産業廃棄物の再生利用率 (%)	2021年度：41.5 (50)	遅れている
	廃棄物の適正処理の推進	不法投棄等残存量 (万t)	2021年度：15.0 (22.4)	遅れている
自然環境の保全	地域の特性に応じた生物多様性の保全	里地里山の保全活動に取り組んだ人数 (人)	2022年度： 5,196 (5,200)	概ね順調
	自然が持つ水循環機能の保全・再生	水源の森林エリア内の私有林で適切に管理されている森林の面積の割合 (%)	2022年度：92 (95)	概ね順調
生活環境の保全	微小粒子状物質 (PM 2.5) 対策の推進	PM2.5の自動車排出ガス測定期における年平均値の全局平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	2021年度：8.7 (9.7)	順調
	水質保全対策の推進	東京湾へのCOD、窒素及びりん汚濁負荷量の排出量 (t/日)	COD 2021年度：21 (20)	概ね順調
			窒素 2021年度：26 (25)	
			りん 2021年度：1.7 (1.8)	
	化学物質に係る環境保全対策の推進	化学物質の環境への届出排出量 (t)	2021年度： 4,610 (4,477)	概ね順調
人材の育成と協働・連携の推進	農林水産業の振興を通じた環境への配慮	新たに有機農業に取り組む農業者及び新規エコファーマーの累計人数 (人)	2022年度：138 (105)	順調
	環境学習・教育の推進	NPO・企業との協働による環境・エネルギー学校派遣事業の累計受講者数 (人)	2022年度： 45,592 (42,000)	順調
	環境にやさしい暮らしの促進	マイエコ10(てん)宣言の宣言者数(累計) (人)	2022年度： 360,779 (39.4万)	概ね順調

参考資料

重点施策の評価については、次の分類を基本として評価しています。

- | | | |
|---|--------------------------------|---------------|
| 1 | 目標を達成している（見込みも含む。以下同） | ・・・順調に進んでいる |
| 2 | 目標は達成していないが実績値が基準値の水準を上回っている場合 | ・・・概ね順調に進んでいる |
| 3 | 目標は達成していないが、基準値の水準が維持されている場合 | ・・・やや遅れている |
| 4 | 目標を達成しておらず、実績値が基準値の水準を下回っている場合 | ・・・遅れている |

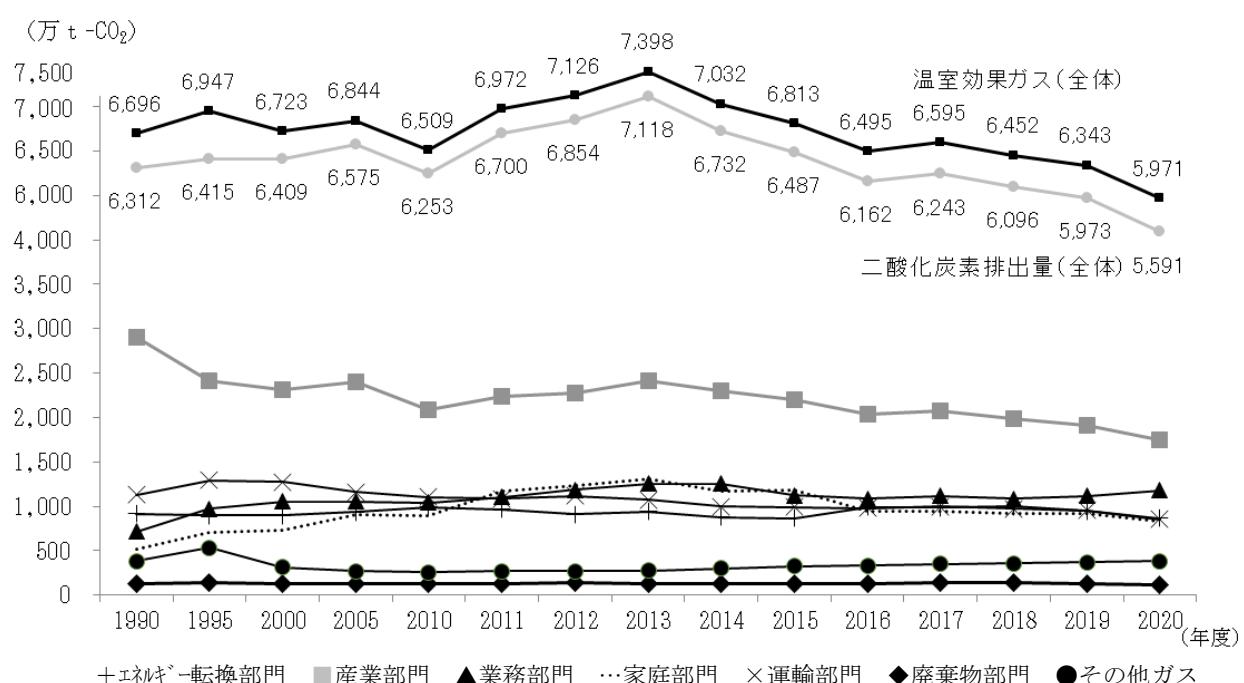
● 施策の柱ごとの進捗状況

施策分野1 持続可能な社会の形成

■ 中柱：地球温暖化への対応

1 主な環境指標

県内の温室効果ガス排出量の推移



県内の温室効果ガス排出量は、2013 年度をピークに減少傾向にあり、2020（令和2）年度排出量は、5,971 万 t-CO₂ で、2013（平成 25）年度の排出量である 7,398 万 t-CO₂ から 19.3% 少しています。

2023（令和 5）年 2 月に表明した県の新たな中期目標（2030 年に、2013 年比で 50% 削減）達成に向けては、各主体がそれぞれの役割を踏まえ、徹底した省エネ対策、使うエネルギーの電化、再生可能エネルギーの利用・導入などに取り組むことが重要であり、こうした各主体の取組を後押しするために必要な施策を推進します。

2 重点施策の実績と自己評価

(1) 重点施策「事業者による自主的な取組等の促進」の数値目標

「大規模排出事業者のうち二酸化炭素排出量の削減目標を達成した事業者の割合」

年度	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
目標				66%	68%	70%	72%	74%	74%
実績	61.1%	66.7%	61.3%	63.8%	58.1%	52.9%	55.9%	82.6%	78.1%

計画期間の実績

2021 年度の実績は 78.1% で、2016 年度実績 63.8% から 14.3 ポイント増加しており、目標値に達しています。

※ 県条例に基づく事業活動温暖化対策計画書制度の対象である事業者に係る数値のため、横浜市又は川崎市にのみ事業所がある事業者は、含まれていません。

県による自己評価 順調に進んでいる

計画期間を通じた分析

これまで、事業活動温暖化対策計画書制度において、削減目標を達成できなかった事業者に対する重点的な指導（次期計画書作成時点での個別ヒアリング、現地調査による詳細な現状把握・指導・助言）や、事業者向けセミナーにおける優良事例の水平展開などを実施してきました。こうした取組に加えて、2050 年脱炭素社会の実現に向けた社会的機運の高まりもあり、事業者の省エネ対策や再エネ電力の導入などの自主的な取組は着実に進んだものと推察されます。

一方で、2020 年度以降の実績は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業活動の停滞などの一時的な影響が大きく寄与しているとも推察され、今後も動向を注視する必要があります。

(2) 重点施策「再生可能エネルギー等の導入加速化」「安定した分散型電源の導入拡大」の数値目標

「県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合」

年度	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
目標				15.5%	17.4%	19.6%	22.1%	25%	25%以上
実績	約 11.5%	12.4%	13.8%	13.5%	13.3%	15.7%	18.6%	20.4%	20.3%

計画期間の実績

2021 年度の実績は 20.3% で、2016 年度実績 13.5% から 6.8 ポイント増加し、基準値（2013 年度実績）からも増加していますが、目標値には達しませんでした。

※ 年間電力消費量については、2015 年度までは、県内の東京電力（株）の販売電力量及び特定規模電気事業者（P P S）の販売電力量をもとに算定していました。2016 年度からは、資源エネルギー庁「都道府県別電力需要実績」のデータを使用しているため、それ以前は把握できなかった小売電気事業者の販売電力量も含まれています。

県による自己評価 やや遅れている

計画期間を通じた分析

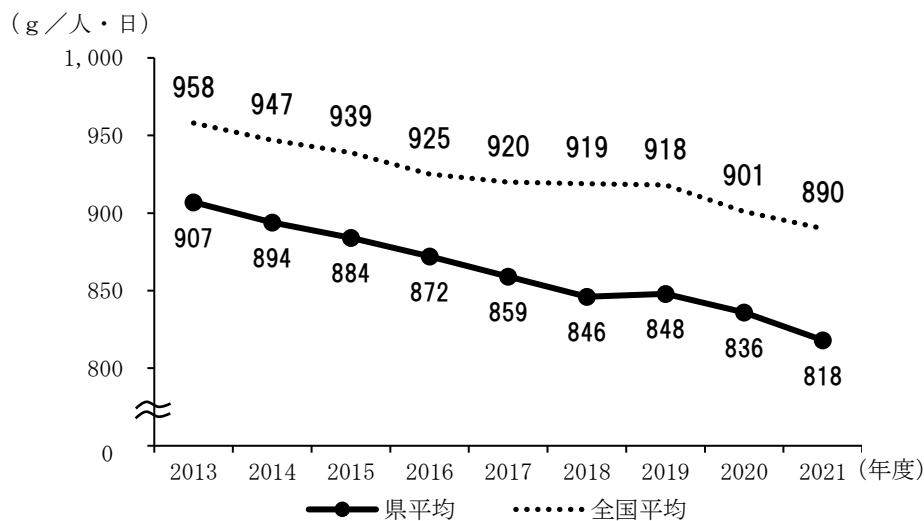
再生可能エネルギー等の分散型電源の導入が進んだことから、実績は増加していますが、固定価格買取制度の価格低下の影響などもあり、目標値を下回っています。

再生可能エネルギー等の分散型電源の導入を促進するため、太陽光発電や Z E H 等の有用性の P R や導入に対する支援、F C V などの導入拡大に向けた取組を着実に進めます。

■ 中柱：資源循環の推進

1 主な環境指標

一般廃棄物排出量（県民一人一日当たり）



排出抑制の取組が進んだことやコロナ禍の影響で 2020 年度から事業系ごみが大きく減少したことにより、県民一人一日当たりの排出量は減少傾向で推移しています。

排出抑制の取組は進んでいるものの、食品ロスの削減による排出抑制や分別の徹底による再資源化の余地が残されており、さらなる普及啓発が必要です。

2 重点施策の実績と自己評価

(1) 重点施策「産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進」の数値目標

「製造業における産業廃棄物の再生利用率」

年度	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
目標				46%	47%	48%	49%	50%	50%
実績	45.1%	26.3%	43.4%	37.7%	38.1%	37.4%	37.9%	38.1%	41.5%

計画期間の実績

2021 年度の実績は 41.5% で、2016 年度実績 37.7% から 3.8 ポイント増加していますが、目標値には達しませんでした。

県による自己評価 遅れている

計画期間を通じた分析

2021 年度の実績は、前年度より増加していますが、目標値を大きく下回っています。

製造業における産業廃棄物の再生利用率は、産業廃棄物の排出量のうち約 6 割を占める汚泥の排出量に大きく影響されます。汚泥は含水率が高く、多くの場合、一次処理において脱水や焼却により減量化され、脱水後の汚泥や焼却灰は再生利用されています。

今後も多量排出事業者を対象としたセミナーの開催等により、製造業全体の再生利用率の向上を図ります。

(2) 重点施策「廃棄物の適正処理の推進」の数値目標

「不法投棄等残存量」

年度	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
目標				前年度 より減少	前年度 より減少	前年度 より減少	前年度 より減少	前年度 より減少	前年度 より減少
実績	12.8万t	12.7万t	12.7万t	14.1万t	14.6万t	21.3万t	21.9万t	22.4万t	15.0万t

計画期間の実績

2021年度の実績は15.0万tで、2016年度実績14.1万tから0.9万t増加し、基準値（2013年度実績）に比べても増加しています。

県による自己評価 遅れている

計画期間を通じた分析

不法投棄等残存量の増加は、既存事案について行為者が所在不明となったことや、資金不足を理由に大幅な改善が進んでいないことに加え、新たな事案が発生したことなどによるものです。

廃棄物の大規模な不適正保管事案は、建設系廃棄物によるものが多く、関係業界等に対する法の順守徹底に加え、市町村と連携した監視パトロールや、民間団体と連携した監視活動等により不適正保管の早期発見・早期対応を図ります。

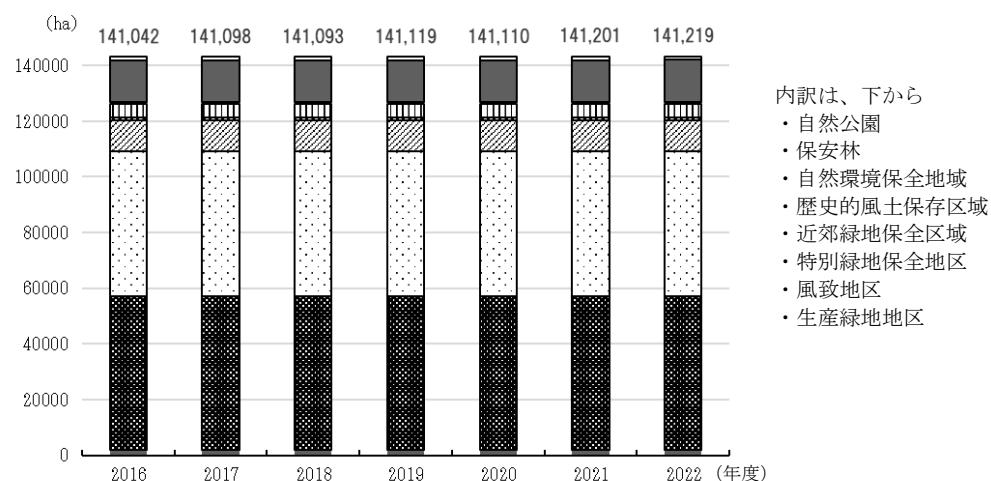
また、判明した不適正保管に対しては、改善指導に従わない事業者には、廃棄物の撤去を命令し、それでもなお撤去しない場合には、告発を視野に入れた厳正な対応を進めます。

施策の分野2 豊かな地域環境の保全

■ 中柱：自然環境の保全

1 主な環境指標

地域制緑地の面積



- 内訳は、下から
- ・自然公園
 - ・保安林
 - ・自然環境保全地域
 - ・歴史的風土保存区域
 - ・近郊緑地保全区域
 - ・特別緑地保全地区
 - ・風致地区
 - ・生産緑地地区

開発等により生産緑地の減少が続いているが、特別緑地保全地区や保安林は着実に増加しています。地域制緑地全体としてはわずかに増加しています。

緑地を保全するため、相続や開発等により消失の恐れがある緑地について買入れを行うとともに、地域制緑地の指定を引き続き進めています。

2 重点施策の実績と自己評価

(1) 重点施策「地域の特性に応じた生物多様性の保全」の数値目標

「里地里山の保全活動に取り組んだ人数」

年度	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
目標			4,800人	4,900人	5,000人	5,100人	5,200人	5,200人	5,200人
実績	4,599人	5,365人	4,812人	4,969人	5,089人	5,017人	2,788人	4,499人	5,196人

計画期間の実績

2022年度の実績は5,196人で、2016年度実績4,812人から384人増加しましたが、目標値にはわずかに届きませんでした。

※ 実績は、活動団体が主催する体験活動などのイベントへの延べ参加者数です。

県による自己評価 概ね順調に進んでいる

計画期間を通じた分析

新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年度から減少していた人数は概ね目標値まで回復しました。

今後も市町村と連携した活動団体の掘り起こしや保全活動情報の積極的な発信により引き続き取組を進める必要があります。

(2) 重点施策「自然が持つ水循環機能の保全・再生」の数値目標

「水源の森林エリア内の私有林で適切に管理されている森林の面積の割合」

年度	2014 年度 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
目標			84%	87%	90%	92%	95%	95%	95%
実績	78%	80%	82%	87%	89%	90%	90%	91%	92%

計画期間の実績

2022 年度の実績は 92% で、2016 年度実績 82% から 10 ポイント増加しています。目標値を下回っていますが、適切に管理された森林面積の割合は中期的には着実に増加^(※)しており、水源かん養などの公益的機能の高い森林づくりは着実に進んでいます。

※ 2017 年度以降は、目標面積（実績を算定する際の分母となる値）を 2016 年度以前に比べ増加させていることから、同じ面積を確保した場合でも、実績の伸び率は少なくなっています。

県による自己評価 概ね順調に進んでいる

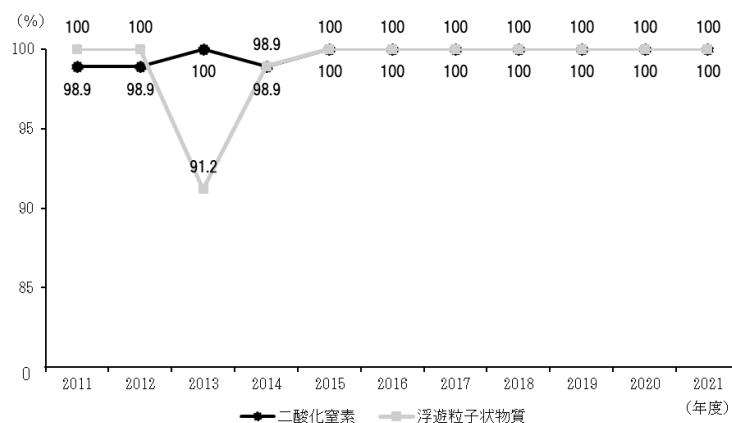
計画期間を通じた分析

2023 年 3 月に水源環境保全・再生かながわ県民会議より提出された点検結果報告書（第 3 期・令和 3 年度実績版）では、「第 3 期 5 か年計画の目標事業量に対し、確保事業では 107.2%（中略）の実績となっており、順調な実績である。」と総括されています。今後も、計画に基づいた取組を着実に進めて行きます。

■ 中柱：生活環境

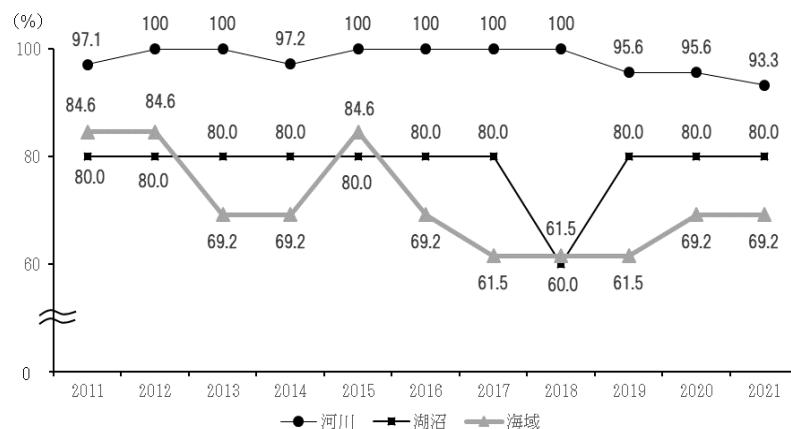
1 主な環境指標

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準達成率



大気環境について、常時監視測定期局における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準達成率は、2015 年度から引き続き 100% でした。

公共用水域の類型指定水域における環境基準の達成率



水質汚染防止法や生活環境保全条例に基づき、事業者への指導や下水道などの生活排水処理施設の整備を行ってきました。また、東京湾における化学的酸素要求量等に係る総量削減計画に基づき、汚濁負荷対策等に取り組んできました。

その結果、2021年度のBOD（生物化学的酸素要求量）又はCOD（化学的酸素要求量）の環境基準達成率は、河川では93.3%となり、良好な状態を維持しています。

一方、閉鎖水域については、湖沼では80.0%、海域では69.2%の達成率となっています。河川よりも低い状況が継続しており、アオコや赤潮といった富栄養化状態へ対応が必要です。

2 重点施策の実績と自己評価

(1) 重点施策「微小粒子状物質(PM2.5)対策の推進」の数値目標

「PM2.5の自動車排出ガス測定局における年平均値の全局平均値」

年度	2014年度 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
目標			前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減
実績	15.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	13.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	12.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	11.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	11.9 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	10.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	9.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	8.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	今後 把握予定

計画期間の実績

2021年度の実績は $8.7\mu\text{g}/\text{m}^3$ で、2016年度実績 $12.0\mu\text{g}/\text{m}^3$ から $3.3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 減少しており、目標値に達しています。

県による自己評価 順調に進んでいる

計画期間を通じた分析

原因物質である揮発性有機化合物(VOC)の排出抑制対策や旧式ディーゼル車の取締り(運行規制)等の自動車排出ガス対策の効果等により、微小粒子状物質(PM2.5)の年平均値は緩やかな低下傾向にあります。

今後は、引き続き対策を講じつつ、気象の影響も含め、今後の推移を見していく必要があります。

(2) 重点施策「水質保全対策の推進」の数値目標

「東京湾へのC O D、窒素及びりん汚濁負荷量の排出量」

年度	2013年度 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
目標				前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減
実績	COD (t/日)	23	22	22	22	22	21	20	21
	窒素 (t/日)	27	26	26	26	26	25	25	26
	りん (t/日)	2.0	2.0	2.0	1.9	2.0	1.9	1.8	1.7

計画期間の実績

2021年度の実績は、りん以外は、前年度より増加し目標値をわずかに上回ってしまいましたが、計画開始年度である2016年度及び基準値（2013年度実績）に比べ排出量は減少しています。

県による自己評価 概ね順調に進んでいる

計画期間を通じた分析

東京湾の環境基準の達成率は、CODが2019年度は54.5%、2020年度は63.6%、2021年度は63.6%でした。また、窒素は2019年度から2021年度の3年間とも4水域全てで環境基準を達成し、りんについても同3年間とも4水域全てで環境基準を達成しました。

東京湾に流入する汚濁負荷量は、これまでの取組により大幅に削減が進んでいます。2022年11月に県では第9次総量削減計画を策定し、2024年度の目標年度までに東京湾に流入する汚濁負荷量の目標値をCOD21t/日、窒素25t/日、りん1.8t/日としました。今後、同計画に沿って、引き続き一層の削減を図っていきます。

(3) 重点施策「化学物質に係る環境保全対策の推進」の数値目標

「化学物質の環境への届出排出量」

年度	2013年度 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
目標				前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減
実績	5,773t	5,542t	5,552t	5,457t	5,379t	5,363t	4,791t	4,477t	4,610t

計画期間の実績

2021年度の実績は4,610tで、目標値には達成ませんでしたが、2016年度実績5,457tから847t減少し、基準値（2013年度実績）からも減少しています。

県による自己評価 概ね順調に進んでいる

計画期間を通じた分析

有害性の低い代替物質への転換や使用量削減といった自主管理の推進等により、化学物質の排出量は減少しました。これは、自主管理を進める目的で整備された法律や県生活環境の保全等に関する条例の効果が一定程度あったためと考えられます。

化学物質は製品の製造等の事業活動に不可欠であることから、排出量をゼロにすることは現実的でなく、削減量もある程度頭打ちになることが想定されますが、今後も生活環境への影響を低減するため、引き続き排出削減等の自主管理を進めるよう、制度の適切な運用や普及啓発を続ける必要があります。

参考資料

(4) 重点施策「農林水産業の振興を通じた環境への配慮」の数値目標

「新たに有機農業に取り組む農業者及び新規エコファーマーの累計人数」

年度	2014 年度 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
目標			15 人	30 人	45 人	60 人	75 人	90 人	105 人
実績	13 人	23 人	19 人	48 人	59 人	82 人	102 人	118 人	138 人

計画期間の実績
2022 年度の実績は 138 人で、2016 年度実績 19 人から 119 人増加しており、目標値に達しました。

県による自己評価 順調に進んでいます

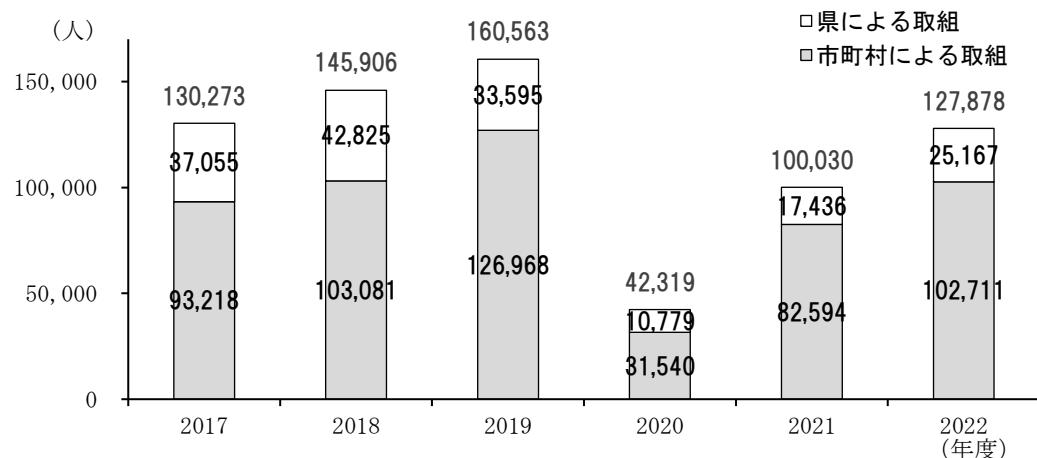
計画期間を通じた分析
新規エコファーマーや有機農業者を増加させるための普及啓発活動の推進を行ったことで、目標を達成しました。今後も環境保全型農業推進基本方針や改定した有機農業推進計画に基づき、引き続き支援を行うことで環境に配慮した農業を推進します。

施策の分野3 神奈川のチカラとの協働・連携

■ 中柱 人材の育成と協働・連携の推進、技術力の活用

1 主な環境指標

地球温暖化防止活動推進員が実施する環境学習や、市町村を通じて把握できる「こどもエコクラブ」等の環境学習への参加者数



新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、2020 年度の受講者数は大幅に減少しましたが、2021 年度以降は、県による取組、市町村による取組ともに回復傾向にあります。今後とも、多くの県民に環境学習に参加いただけるよう取組を進めていきます。

2 重点施策の実績と自己評価

(1) 重点施策「環境学習・教育の推進」の数値目標

「NPO・企業との協働による環境・エネルギー学校派遣事業の累計受講者数」

年度	2014 年度 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
目標			6,000 人	12,000 人	18,000 人	24,000 人	30,000 人	36,000 人	42,000 人
実績	5,174 人	6,858 人	8,066 人	15,814 人	24,000 人	31,416 人	34,146 人	39,500 人	45,592 人

計画期間の実績

2022 年度までの実績は 45,592 人で、2016 年度実績 8,066 人から 37,526 人増加しており、目標値に達しました。

県による自己評価 順調に進んでいる

計画期間を通じた分析

新型コロナウイルス感染症の影響により、受講者数の伸び率は一時的に鈍化しましたが、その後は順調に推移しています。これから時代を担う若年層に対する環境教育は、非常に重要であることから、引き続き、学校教育を通じた環境教育の支援に取り組んでいく必要があります。

参考資料

(2) 重点施策「環境にやさしい暮らしの促進」の数値目標

「マイエコ 10（てん）宣言の宣言者数（個人累計）

項目	2014 年度 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
目標			17 万人	19 万人	21 万人	23 万人	25 万人	36.5 万人	39.4 万人
実績	123,940 人	140,505 人	173,979 人	193,994 人	306,099 人	334,665 人	342,859 人	350,581 人	360,779 人

計画期間の実績

2022 年度の実績は 360,779 人で、2016 年度実績 173,979 人から 186,800 人増加していますが、目標値には達しませんでした。

※ 2018 年度からの実績には、「プラごみゼロ宣言バージョン」を含んでいます。

県による自己評価 概ね順調に進んでいる

計画期間を通じた分析

長期にわたるコロナ禍の影響により、イベントの開催が制限されるなど普及啓発活動が困難であったため、2020 年度以降、マイエコ 10 宣言の宣言者数は伸び悩んでおり、2022 年度は目標値に届きませんでした。

2 計画改定の検討経過

年月	会議等	内容
令和4年12月26日	第75回神奈川県環境審議会	改定の基本的な考え方について報告
令和5年5月16～22日	環境基本計画推進会議（書面開催）	改定骨子案について府内検討
令和5年5月29日	第76回神奈川県環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県から審議会に対し、改定について諮問 ・ 改定骨子案について審議
令和5年7月20日	令和5年度第1回神奈川県環境審議会環境基本計画部会	改定素案について審議
令和5年8月29日	第77回神奈川県環境審議会	改定素案について審議
令和5年10月	県民意見募集・市町村への意見照会	改定素案について募集・照会
令和5年11月	環境基本計画推進会議（書面開催）	改定素案について府内検討
令和5年12月	第78回神奈川県環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改定案について審議 ・ 審議会から県に対し、改定について答申
令和5年1月	環境基本計画推進会議	改定素案について府内検討

3 用語集

調整中（50 音順・表形式で掲載予定）

- ¹ S D G s
- ² 脱炭素社会
- ³ パリ協定
- ⁴ 気候変動に関する政府間パネル（I P C C）
- ⁵ カーボンニュートラル
- ⁶ クリーンエネルギー
- ⁷ 気候関連財務情報開示タスクフォース
- ⁸ R E 1 0 0
- ⁹ 愛知目標
- ¹⁰ バイオマス
- ¹¹ 5 G通信
- ¹² 再生可能エネルギー
- ¹³ エネルギーマネジメント
- ¹⁴ 緩和策
- ¹⁵ 適応策
- ¹⁶ 脱炭素経営
- ¹⁷ E S G投資
- ¹⁸ かながわ気候非常事態宣言
- ¹⁹ 公益財団法人地球環境戦略研究機関（I G E S）
- ²⁰ 温暖化対策計画書制度
- ²¹ 分散型電源
- ²² 固定価格買取制度（F I T）
- ²³ 環境保全型農業
- ²⁴ ブルーカーボン
- ²⁵ Z E H、Z E B
- ²⁶ E V、F C V
- ²⁷ M a a S
- ²⁸ かながわ水源環境保全・再生施策大綱
- ²⁹ 公益的機能
- ³⁰ トラスト制度
- ³¹ 特定外来生物
- ³² 神奈川土地利用調整条例
- ³³ 神奈川環境影響評価条例
- ³⁴ グリーンツーリズム
- ³⁵ 海洋投入処分
- ³⁶ P C B廃棄物
- ³⁷ 光化学オキシダント
- ³⁸ エコドライブ
- ³⁹ 二酸化硫黄（S O 2）
- ⁴⁰ 一酸化炭素（C O）
- ⁴¹ 二酸化窒素（N O 2）
- ⁴² 浮遊粒子状物質（S P M）
- ⁴³ 微小粒子状物質（P M_{2.5}）
- ⁴⁴ B O D
- ⁴⁵ C O D
- ⁴⁶ 閉鎖性水域
- ⁴⁷ V O C（揮発性有機化合物）

⁴⁸ 農業集落排水施設

⁴⁹ 合併処理浄化槽

⁵⁰ 九都県市首脳会議

⁵¹ スマート農業

⁵² グリーン成長戦略

⁵³ グリーンボンド